

平成27年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年 6月 2日

本日の会議 平成27年 6月 4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	濱口 務	議事課長	中山 庄治
係長	木須 美樹		

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一	副 町 長	鈴木 典秀
総務部長	荒木 重臣	企画振興部長	松尾 義行
建設部長	森 浩平	生活福祉部長	松浦 篤美
水道局長	古賀 洋	会計管理者	和泉 嘉彦
企画振興部理事	大津 鉄治	水道局理事	道端 和彦
政策推課長	山本 昭彦	総務課長	谷本 圭介
財務課長	田中 一之	管財課長	迎 英樹
収納推進課長	帯田 俊文	企画課長	久保平 敏弘
情報管理課長	谷本 清	都市整備課長	松邨 清茂
管理課長	濱 伸二	農林水産課長	中嶋 敏純
福祉課長	村田 ゆかり	健康保険課長	森川 寛子
介護保険課長	富永 正彦	環境対策課長	木島 英利
住民課長	西平 邦俊	水道課長	吉田 邦彦
会計課長	山口 利弘	税務課長補佐	福本 美也子
教 育 長	黒田 義和	教 育 次 長	帯田 由寿
教育委員会理事	近藤 徳雄	教育総務課長	青田 浩二
生涯学習課長	栗山 浩二	スポーツ推進課長	山口 正
農業委員会事務局長	松本 廣	監査事務局長	森 省二

会議録署名議員

3番 安部 都 議員

5番 饗庭 敦子 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時37分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の安部議員の一般質問における、帯田教育次長の答弁におきまして、本人より発言の訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、一般質問に対する答弁の訂正をお願いいたします。

昨日、安部都議員に対する答弁の中で、8月5日に本町を出発し、翌日、平和祈念式典へ参加するよう計画をと答弁申し上げましたが、当答弁申し上げなくてははいけなかったんですけども、8月9日に本町出発と申し上げました。

広島での平和祈念式典の参加でございますので、8月5日に訂正をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくいたします。

○議長（内村博法議員）

ただいまの件につきまして、発言の訂正の許可をすることに決定いたします。

なお、会議録調整につきましては議長に一任願います。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順6、浦川圭一議員の①長与町議会議員政治倫理条例のさらなる実効性の向上を目指してについて、②榎の鼻土地区画整理事業地内の公園の設置及び整備状況、その後の計画についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

皆さんおはようございます。

本日最初の一般質問ということで、私にとりましても、議員なりまして初めての一般質問でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

①長与町議会議員政治倫理条例のさらなる実効性の向上を目指してについて、本条例第1条の中で、町政に対する町民の信頼を確保し、もって、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする、と明確にその目的が示されております。

第3条の政治倫理基準では、してはならない行為、行動、働きかけ等の内容が示されており、次の、第4条において、町民は政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、文書で審査を請求することができるという条文になっております。

しかしながら、実際には議員の日々の活動内容について、町民は知るすべもないと考えます。

これは、本条例が正確に機能しているのかとの疑問も感じております。

第2条の中で、議員の責務として、町民に対し、みずから進んで、その高潔さを明らかにしなければならないと明記されております。

そこで、町に対して質問いたします。

議会での質問、発言等は、一般に考慮されておりますので、町民の皆様も、その内容について、知りたいと思えば、知ることができるかと理解しておりますが、日常の議員活動において行う町への要望、提案、申し出等の内容について、町民の皆様は何ら知ることができる手だてがございません。

あわせて、それに対する町の解答、対応等について、議員の責務を町民にお示するという意味合いを含め

て、一般に公表できないか質問いたし②榎の鼻土地区画整理事業地内の公園の設置及び整備状況、その後の計画について、開発行為等によって、設置される公園等については、法の施行令または、施行規則等によって一定の基準、規模、構造等が示されております。

現在施工中であります榎の鼻、土地区画整理事業地内の公園予定地について、法で示された内容が遵守されながら、計画されているのか、検証も含めて質問いたします。

(1)、開発面積に対する3%以上の公園設置が義務づけられておりますが、本事業地の開発面積、及びその3%の面積、と実際の公園の設置面積についてお示し願いたいと思います。

(2)、上記設置面積のうち、平たん地部分の面積と、斜面15度以下の部分の面積、またその合計面積が開発面積に占める割合をお示し願いたい。

(3)、講演については、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び耐震火災等の避難等の用に供することを目的とする公共空地との定義がありますが、その定義を満足するような整備、もしくは、整備計画となっているのか、町の見解をお伺いいたします。

(4)、公園の設置義務者がだれになるのか、お示し願いたい。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

それでは通常議会二日目の最初の質問者であります浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問、長与町議会議員政治倫理条例のさらなる実効性の向上を目指してということでございます。議会基本条例の前文に明記されておりますので、ちょっと引用させていただきますと、その前文にはですね、町民による選挙で選ばれた議員は議会を構成し、同じく、選挙で選ばれた町長は執行機関としての役割を担う二元代表制のもと、ともに町政の発展に、町民福祉の向上に大きな責任を持っている。

議員には多様な民意の的確な把握と、町民の負託にこたえる活動が求められ、議会には議決機関及び監視機関としての役割とともに、議員間の自由闊達な討議を通じた政策立案及び政策提言能力の向上、議会情報の発信、町民への説明責任を果たすことも求められていると、そのように記されているところでございます。

議会と執行機関というのはまさに、車の両輪でございまして、お互いに切磋琢磨して町政を担っていくということではないかなというふうに思っております。

本町におきましては、町民の皆様の多様なニーズの把握と町民への情報発信を常に心がけております。

地域住民の課題等、町民の皆様に直接意見をいただけておりますホットミーティング、あるいは公民館に設置しておりますまちづくり提案箱などを活用いたしまして、地域に根差した行政を今からも推進していこうという、そういう所存でございます。

議会におかれましても、議会だよりの改良、あるいは公式フェイスブックの開設、議会ホームページのリニューアルなどの改革を行い、また議会報告会、住民懇談会を開催されるなど、町民への情報発信をさまざまなツールを活用して行っておられるのが現状でございます。

また議員各位におかれましても、ブログや、ウェブサイトで活動報告や提案を行うなど、地域に根差した情報発信が行われております。

本町に寄せられるお問い合わせ御意見というのは、各個人へ返答を行っております。

よくある質問につきましては、ホームページで公開を行っております。また、職員以外の方から不当な要求、意見等の働きかけがあった場合には、その記録表を作成するとともに、速やかに、関連部局に報告を行い、対応等を協議をしております。

長与町議会議員政治倫理条例につきましては議員の皆様がみずから律する条例であり、議員活動において行う町への要望、提案、申し出等の公表につきましては、町民の負託にこたえる活動が主なものと思われま

で、どのような方法が望ましいが今後とも、関係部局とも協議をして、行ってきたいというふうに思っております。

2番目1点目2点目でございますけれども、榎の鼻土地区画整理事業地内の公園の設置及び整理状況その後の契約についてということでございます。

あわせて回答させていただきます。

議員御指摘の開発面積に対する3%以上の公園設置というのは、都市計画法施行令第25条第7項で5ヘクタール以上の開発行為の場合、3%以上の公園設置義務がございますが、その条項の最後に、括弧書きとしまして、予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園緑地または広場とあり、榎の鼻土地区画整理事業は、公益施設、商業施設を含めた複合開発にあたっておまして、それを事業計画に当てはめますと、公園で平均勾配15度未満、緑地にありましては平均勾配30度未満の面積となり、事業計画の面積では7,433平米となり、公園緑地が占める割合はおおよそ3.3%で、法を満足するという形になっております。

また、1号公園の平たん部におきましては、1,780平米、15度未満の合計面積はおおよそ2,000平米でございます。

2号公園の平たん部は760平米、15度未満の合計面積は、おおよそ1,304平米、また、3号公園の平たん部は290平米でございますけれども、幹線に降りる階段等含まれますとですね、おおよそ309平米でございます。

30度未満の緑地は、1号緑地でおおよそ3,820平米でございますので、公園・緑地の合計面積は7,433平米で、開発面積のおおよそ3.3%というふうな形になります。

続きまして、公共空地としての整備計画についてでございますけれども公園の配置としましては、適正に配置されておりまして、避難できる公共空地であると考えております。

4番目の公園の設置義務についてでございます。

これにつきましては、設置義務者はですね、組合でありまして、移管された後の管理義務者は町というふうになっております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの答弁でも、言われておりましたように、行政の執行側も、議会も、この情報発信に努めていくということで、開かれた行政、開かれた議会を目指していく、そういうことについては、共通の認識だということ、答弁で言われたように私もそのように認識をしております。

ということでありましてですね、今回私が提言をしております、議員からの申し出そういったものの公表についてですね、何らできませんという理由はなかなか、出てこないんじゃないかというふうな感じがしておりますけれども、そこについていかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えいたします。

職務に関する働きかけの記録等事務の取扱基準というものを、昨年ですね、平成26年4月に作成をいたしております。

また、それに関しましては、5月1日付けでございますね、職員各位の方に周知を致しております。

それで、実際、どういったその働きかけといいますか御要望があったかということは、受け付けをする段階での担当者等の判断にもよりますけれども、昨年度で数件、実際記録っていうものが残っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

そういう意味があるということも聞いておりますけれども、先ほど答弁の中で、職員以外の者から、不当な要求等があった場合、記録をとって、それを報告を内部で行って対応等の協議をするという、こういう取り扱いになってるということで、言われたと思いますけれども、私が今回申し上げてるのはちょっと違ってますね、まずはその不当な要求等があった場合という、ここの部分でもう、行政の側がその内容を見て、これは不当要求だとか悪いもんだとか、そこで、行政がもう決められておるわけですね。

今回私が提案をさせていただいているのは、例えばその、ありのままをですね、例えばあそこの道路が傷んでから、早くこう何らかの手当てをしないと、危険ですよとか、そういったものでもですね、全て公表をさせていただきたいということを申し上げておまして、このことはですね、先ほど言いました、議員は、その2条の中で、自ら進んでその高潔さを明らかにしなければならぬという条項になっておましてですね、これはですね、これは私、議員になってからいろいろ考えたんですが、なかなか難しい作業ですね。

まずその自分がこんな立派なことやりましょうなんてことはですね、なかなかできないんじゃないかなと思って、日ごろの、活動を公表していただくことでですね、住民の方に判断をしていただく。

議員の日ごろの活動を見ていただいて判断をしていただく。

そして一方で見た住民の方がですね、なるほどこの方は派な活動されてるなと思われるのかですね、例えばこの4条の議員はその、不正な、何といいますか、条例に違反するような行動をした場合は、証を持って申し立てをすることができるということで、議員の言ってることがおかしいかなっていったら、そちら側に近い意見なのか、先ほどの、高潔な意見に近い方なのか、そこら辺の判断はですね、住民の方にさせていただくという意味でですね、そのままを公表していただきたい、そういう思いで今回、質問をしておるわけでございます。

従いましてですね、ちょっとあの今の、総務課長の答弁で今運用されている内容とは若干ちょっと、今でも構想の中にも、対象者としては入ったんだと思いますけれども、今回議員の分についてはですね、そういう取り組みをしていただけないかということを、今回改めてお願いをさせていただいている、つもりでございますので、改めて、ちょっと答弁お願いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

議員の方々の活動が住民にきちんと分かる様ことということでございますけれども、先ほどちょっと、ご回答いたしました、記録等事務取扱基準の方には、記録をとって、管理をするものということで終わっております。公表に関することについては、基準が設けてございません。

全国的にですね、例えばこういった、働きかけ等の要望等に関しましての調査したものがないようございますけれども、市民団体等の方でアンケートをとったような実績があるようでございます。

その中では、ほとんどの自治体の方がですね、個人情報との関係もあるということで公表は難しいというふうな形でですね判断されているようですけれども、あくまでもその、地域の公務としての議員活動に関する記録と判断をされる案件に関しましては、定期的に公表している自治体もあるようではございます。

ただ、公表するにしましてもある程度の基準とか要綱とかの制定が必要かと思っておりますので、それに関しましては今後の課題とは考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

大体おっしゃることはわかりました。

今回のですね、政治倫理基準というのが3条にごさいますて、この中に、3条1項の1号から7号まであるんですが、このうち、3号4号5号がですね、その町に対する、こういう申し出をしてはいけませんよということがもう明記されているわけですね。

だからこの議員活動の中でも町とのかかわりが部分的に、割合的に多いだろうということで、そういったものを公表していただくことがですね、いただくことを、先ほど、総務課長仰られたようにそこをきちんと制度化してですね、誰も議員はですね、悪い事ということはまず言うてはこないと思うんですよ。

ただ、中には読んだ人がどう判断をされるか、そこはもうやっぱり住民に委ねるべきだということを思っておりまして、だから議員もですね、やっぱり、住民のためとか、町のためという思いを持って、いろんな申し出、提案をされるんだと思いますのですね、ぜひそこはですね、個人情報にかかわるようなものについては、当然そこは公表はできないとは思いますが、そういったものをもろもろ、含めて協議を、検討されてきちんとした制度化をされてですね、ぜひ、何といえますか、公表の方にね、進んでいただきたいとお願いをしまして、この質問については終わります。

次に、②の質問でございますけれども、答弁でですね、まず、公園・緑地合わせて3%以上超しているというような答弁をいただきましたけれども、まずはですね、この1番で、(1)で、質問をしているですね、その内容のままですね、答弁をしていただきたいと思います。

まず1で質問しております、開発面積ですね、開発面積、それとその3%の面積、それと、実際の公園の面積ですね。

わかりますかね、開発面積とその3%の面積等、公園面積と、そして、先ほど公園1号2号3号ということで面積を言っていただきましたけれども、合計面積とその面積がその開発面積に対して何%になるのか。

そこをですね、通告書でお尋ねしとったんですけども、その分を回答願います。

お願いします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、榎の鼻土地区画整理事業の開発面積は22万5,251.86平米、でございます。

これに対して、先ほど答弁にあった、面積、7,414平米、これを割合に直しますと、3.33%という形になります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

どうも、質問の趣旨が、私がうまく言えてないのかもしれませんが、今、開発面積を示していただきました。

その3%の面積をまず。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、すいません。

22万5,251.86平米を3%で計算し直しますと、3%は6,758平米という形になります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それとですね、整備されていつ整備予定の公園面積はいくらになるでしょう。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

公園は3カ所ございまして、1号公園2号公園3号公園あり。

で、全体の面積でございます。

1号公園に関しましては、現在のところ、9,680平米でございます。

そのうち先ほど申しました公園として、当たる部分、これは、平たん部分、傾斜角度15度未満というところで、先ほどの答弁は二つに分けて回答いたしております。

したがって、1号公園の総面積に関しましては、9,680平米、2号公園につきましては、1,304.28平米、3号公園につきましては309.99平米、これが、現在の計画の面積でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

1号公園は先ほど9,680ということでしたかね。

分かりました、その合計面積の、公園の開発面積に占める割合というのは、いくらになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどから申しているとおり、公園、先ほど開発面積が、開発面積の中で、公園の定義ついているところがありまして、今言った9,000、1号公園については9,680平米ついているのは、協議をしていた段階の時の公園の区域、そのちょうど斜面のところでございます。

そのこの部分の公園、純然たる公園が占める面積ついているのは、公園の中の定義の中にありますとおり、15度未満という形になります。

であれば、そのこの15度未満を言いますと、先ほど、1号公園では約2,000平米という形になります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

だからあの、足してみたら3,600、その3%に参入できる公園の面積というのは、3,613平米になるということで、私は、今の答弁でこう、足しこんだらなるようでございますけれども、これでいきますとですね、ちょっと答弁いただけないので、これを開発面積で割ると、公園の割合というのは、1.6%ぐらいですね、1.6%、よろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

公園という定義でいけば、そういう形になろうかと思えます。

しかし先ほど申しましたとおり、都市計画法の25条の第7項の中の括弧書きの中に、住宅をメインとした開発であれば、公園部分が3%以上という形になります。

ところが、この榎の鼻土地区画整理事業に関しましては、商業施設とか、公益施設、住宅系がありまして、複合施設という形になります。

その中の25条の7項の中の最後の括弧書きの中に、公園という定義の中に、公園、緑地、広場という言葉がございます。

それを榎の鼻土地区画整理事業にあてますと、っていう、回答で申し上げたところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

あのですね、複合開発ということで、この3%の算定については、公園部分と緑地部分を合わせて3%以上あればいいんですよということを仰ってるのは十分分かってるんですよ。

それをわかった上で、公園の割合が幾らですかということを聞いてるんですよ。

私はずっとそのことを聞いてるんですよ。

では1.6%、公園は1.6%ですよ、あくまでもですね。

緑地を除いた公園はですね。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、先ほど計算しました、公園、純然たる公園という形でいけば、3,5943,603平米となりまして、それと、緑地も含められますでしょうか。

はい、その部分もあとで入ります。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

そこで、今からちょっと今までのことをまた再質問をしますけども、例えば、もう約公園が半分で緑地が半分ですよ、3%満たすためには、まあ、若干緑地の方が多いんですけども、そういった中でですね。

その例えば、少なくとも公園は、半分以上なければならぬとか、この住宅部分の開発面積、多分、どれくらいあるのか私も、記憶では14万ぐらいあると思うんですよ、住宅部分が、そういった中で計算しても、住宅部分の5%で計算しても、3%で計算しても4,200平米ぐらいなるんですよ。

そこにも至っていない。

そういう状況で、そのですね、とにかく両方合わせて3%超えていられないんだという説明、答弁でございまして、極端な話、公園ゼロでも全部緑地でもいいのかというような、ことですね。

その基準というのは何かないんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、その施行令の中には、その住宅部分に対しての何%という形ではなくて、開発面積に対して3%という形でしか法文の中にはございません。

その中で、先ほど言いましたあの複合開発ですよという話ですけども、確かに議員おっしゃるとおり、住宅部分に関しては約14万平米でございます。

そこだけをもって3%という回答ではなくて、答えではなくて、全ての開発面積、22.5ヘクタールあるんですけども、その中の3%、でその3%の取り方っていうのは、先ほど申しましたとおり複合開発当たりますので、公園緑地、広場という形で算定をして、3%以上確保されておれば、その開発は、許可がおりる

という形でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○都市整備課長（松邨清茂君）

そういうことですね、そこに、例えば公園の占める割合、緑地の占める割合はこれだけ以上ないといけな
いとか、そういう基準はないんでしょうかという事をですね、改めてお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

基準といいますが、詳しい基準っていうのはないんですが、ただ箇所数で申しますと、1,000平米以上
の公園を2カ所以上とか300平米の公園という規定はございます。

したがって、公園の箇所数でいけば3カ所あれば、事足りる。

しかも、それが公園緑地に関して、3%以上確保されとけばいいという形でしか法文の中では読むことがで
きません。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

今の質問からいきますとですよ、1,000平米以上が2カ所、300以上が1カ所ということは、最低2,
300以上あればいいという、そういう基準になるということですかね。

そういう基準はないですよ。

そういう基準はないですよ。

先ほど聞いたのは、極端な話、公園全然作らんで、緑地だけ、そこらへんの斜面を緑地に恐らくされてるん
でしょうけど、あれだけ3%あればいいのかというのを私ちょっと、それはちょっとおかしいんじゃないかな
と思ってちょっと基準がないのかということをお聞きしてるんですけど。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

公園という定義の中で公園を作らんで、そのまま全部緑地でいいのかっていう話は、それはちょっと違うと
思います。

その中には、当然、施行令の中にも、公園という言葉がございます。

その中で、公園という定義の中は、15度以上で、15度未満であれば、公園と使えますよという形です。

だから緑地というのは30度未満までオーケーなんで、30度未満の公園がオーケーなのかっていうのはま
た違うことで、15度未満の公園があればいいという形でございます。

だからその中で、平地の部分が何ぼってという話は、ここの開発の場合、複合開発という形で、捉えています。

しかも、先ほど言ってます、1,000平米のカ所が2カ所300平米程度が1カ所あればいいという形で
いけば、ここの開発は全然、この要綱の中に当てはまっているという形でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

基準はないけども、個人的な主観で、1,000平米以上が2カ所あって、300平米が1カ所あるんだか
ら、ということですね。

基準はないということですよ。

わかりました。

そしたらですね、そういう中で、先ほど答弁の中で、適正に配置ができているというような答弁でしたけども、町内ですね町内の、例えば開発区画整理されたところ、見るとここはですね、ほとんどがもう3%の公園を求めながら整備をさせていただいてるわけですね。

だから私が今回この質問に至った経緯については、ちょっと回った時にですね、あまりにもちょっと公園が少ないんじゃないかなというそういう思いがしたものでいろいろ調べていったら、案の定公園の面積が1.6%程度しかなかったということですね、ということでこの質問させていただいたんですけども、どこもですね、例えばまなび野にしても、大学があって、住宅地があって、小さな商業施設があって、複合開発といえは複合開発なわけですよ、複合開発という言葉は私も今回初めて、恥ずかしながら今度初めて聞いたんですけども、そういった中でも、基本的に3%の公園をということで、どんな場合でも指導してきた、そういう経緯が長与町の場合はずっとありましてですね、今回初めて、そういう取り組みをされたということだと思いますけども、改めてですね、この1.6%の開発面積に対する1.6%、この公園面積で十分に、適正な配置がなされているか。

改めて、ちょっと答弁を願います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどから議員さんが言われてる1.6%で果たしているのかっていう話でございますけれども、法の中に照らし合わせると公園緑地という言葉しか使えないんです。

その中で、適正に配置、仮称的な位置としたら、下の方にありまして中段にありまして一番上の方にありますので配置的には全然問題ないと思います。

ただ議員さんが言われてるその広場的、要は平坦地の部分とか、そういったところが少ないんじゃないかっていう事だろうと思うんですけども、開発の基準に従い、照らし合わせると、公園緑地という形で15度未満という形になりますので、その中の情報をとっていけば、この方法の中では事足りているという形でございますけれども、1,000平米が狭いのか、広いのかっていう議論になってしまうと、今度はずっと大きな公園、近隣公園とかそういったところ1カ所でもいいんじゃないかとかそういう形もあります。

ただし、開発をされる場合、ここの中では3カ所、最低3カ所という形になりますので、その中で配置をされ、あとは保留地を売って事業費にあてがっていきますのでどうしても広い公園、平坦な部ばかりとれるということではないかなとは思っています。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

私はですね、公園に限ってちょっとお聞きをしております、何でかという、実際この緑地で示されていることというのは、立入りもできんしですね、要は町が最終的に帰属を受けて、草刈りをするぐらいですよ。管理費がかかるだけですよ。

そういった中で、半分はその部分ですよと言われたときに、私は、課長が言われるのは十分理解はできるんですけども、私の感覚からいけばですね、適正な面積には足りていないと思うんですね。

ただ、言われるように法的に、クリアしてるんだから、行政の側としたら、なるべくもうそれ以上の指導はできない。

だからもうこの公園の1.6%の中で、もうそれを認めざるを得ないというようなところでですね、協議に

至ったんじゃないかなというような、そういう思いでおるんですよ。

だから、決して、その、十分充足されていると私はもう、思っておりません。

そこはもう私の思いで、思いはあんまり言うなということでしたけれども。

そういう中で、次に、質問をちょっとさしていただきますけども、そういった中でですね、今、整備中の公園と、今から中の整備をしていくっていう公園がまだ2カ所あるということを知っておりますけども、今、出来上がった公園も含めてですけども、こういった公園について、地元からですね、もちろん自治会もできて活動されているんですけども、何らかの、例えば遊具を設置してくださいとか、こういう器具を設置していただきたいとかですね、そういった要望というものはあってないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在は3カ所、のうち1カ所はもう供用開始みたいな、使っていただいて、住民の方たちに使っていただいております。

ちょっと大きい方の公園ですね、この分については、当然、開発の許可をするときには32条に準ずる協議という形の中で、公園は、こんな施設が要りますよとか、ここの斜面はどんな感じにしてくださいとそういった協議をしていきます。

その中に、当時、その当時は、遊具という形の設置っていうのは、お願いしてない状況でございます。

ただし、今現在、地元の方から、その自治会の方から、遊具があった方がっていうのをちょっと、一度聞いた記憶がございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

先ほどですね、4番で設置義務者はどなたになるんでしょうか、これは組合になりますということで答弁をいただいておりますけども、町が帰属を受けて、その後ですね、地元から、こういうものを整備してくださいああいうものを整備してくださいと言われてもですね、それは町は設置義務者ではないんですから、あくまでも管理義務者ですから、いただいたものを完了していく、だから当面、その帰属を受けて、しばらくの間、何年、何十年かぐらいですね、当然整備なんていうのは上がってくるようなものでないと私は思っておりますよ。

だからですね、そういう要望があるんであればですね、今のうちに、地元の要望を、組合がやっぱり設置義務者ですから、組合は、組合の立場としてですね、なるべく事業費をかけたくないというふうなそういう気持ちもわかりますし、行政の町の側もですね、過剰な設備を求めるといことも、これもよろしくないんじゃないかなというのもわかります。

ただですね、ここが1番身近で使うのは、住民ですから、少なくとも住民の意向がこうある、その結果、できるできないはやっぱり組合に判断をしていただいてですね、その、例えばそういう話し合いの場を持つとかですね、そういったものをやっぱり町の方がですね、間に入って、住民の自治会の活動しておりますですね。

例えば、もう今ある、整備する予定の、例えばベンチを、ここにある物をこっちに動かしてくれとかとかっていう要望もあるかもしれないじゃないですか。

そして、中身平地を広げることで、例えば、子供会のソフトの練習できるとか、ドッチボールの練習できるとかね、同じ費用でも動かすだけなら、まだ今からするわけですから、そういった要望もひよっとしたらあるかもしれないと思いますし、ぜひですね、町がそういう要望はですね、もし既にそういう要望があるんであれ

ばですね、駄目なものは駄目というのをきっちりその町が言うんじゃないくて、組合に言っていただくという形にさせていただくと、そこはやっぱり、設置義務者が組合になつとるわけですからね、そこはぜひ、そういうことを、町の方ですね、していただくという、そういう考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

確かに、榎の鼻の区画整理の団地の中は、まだ若い団地で、小さな子供さんたちもおられます。

当然、使い始めて10年程度は小さな幼児用の遊具っていうのは、あったほうがいいのかと思います。

私個人的には。

ただ、今までの中で32条に準ずる協議の中で、その中で、設置を求めている。

で、その中で、組合さんの方も、それに合わせた事業計画で、ここの開発をしていただいております。

そこに、遊具を設置してくださいというのは、後からの話をどれだけつけ加えられるのかなというのはまだ、話したことあるんですけども、お願いとかですね、そういった形で、組合さんの方にはちょっと話をしても、構わないかなと思いますけども、結果は、どうしても32条に準ずる協議というのがございますので、話すことはやぶさかではないかなと思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

32条協議の重要性をですね、しきりに強調して言われておりますが、基本的には、1番身近な住民の、代弁者で協議をされてるわけですね。

できたらその住民の意向がですね、今、自治会ができて、子ども会があるのか知りませけどもそういうものがあって、こういう要望があるということですね、3者集まる会議ぐらいは一時間くらいあれば済むじゃないですか、そういうものをですね、一度セットをして、住民の重いもきちんと組合に言っていただいてですね、駄目なら駄目で組合が言うでしょうから。

そういうセッティングぐらいはですね、やっぱりしてあげていいんじゃないかなと私は思うんですけども、ぜひそこはお願いをしまして、大分早いですけど、質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時半まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順7、饗庭敦子議員の①メンタルヘルス対策について②子供、若者の課題と教育の取り組みについての質問を同時に許します。

5番、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。

ねりんピック長崎まであと500日という報道がありました。

この長与でもまた開催されます。

そのときには、またボランティアで参加したいというふうに思っております。

そして、新体制になりまして、長与町では女性比率女性議員が25%ということで、全国でも高いレベルであります。

そして、執行側の方もまた課長に女性がなられたってということで、とてもうれしく思っております。

2期目も女性のパワーをアップして頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

では、質問いたします。

①メンタルヘルス対策について。

昨今の教育をめぐる環境は、児童生徒への指導や保護者の対応の複雑化、多様化など大変厳しい状況にあります。

また、最近ではいじめや体罰による事件が全国的に注目されるなど、より一層厳しさが増しております。

こうした中、ベテラン、若手を問わず教員がうけるストレスが大きくなってきていると考えております。

現代社会におきまして、特に教員に限らずストレスフルな生活環境や職場環境によって、精神疾患を患う方が増加しております。

一方で、精神疾患について、理解もそれなりに進んでは来ておりますが、メンタルヘルス対策として労働者がプライバシーは守られた環境中で気兼ねなくカウンセラーに相談できる体制や自分のメンタルヘルス不調に早く気づくことができる環境が必要であると考えております。

そこで、長与町がどのように取り組んでいるか質問いたします。

(1) 町職員のメンタルヘルス対策の取り組みの現状とメンタルヘルス不調者の現状と課題をお伺ひいたします。

(2) セクハラ、パワハラ等に関するメンタル不調に通じるような報告があるか伺ひます。

(3) 長与町の労働者へのメンタルヘルス対応の現状と課題と対策についてお伺ひいたします。

(4) 長与町の学校における精神的な理由での休職中の教員数と教員全体に占める割合はどのような状況なのか。

また、10年前と比較してどのような傾向にあるのか、そしてその背景についてどのように考えているのかお伺ひいたします。

(5) 2014年6月に改正労働安全衛生法が公布され、2015年12月よりストレスチェック制度が義務化されます。

それに向けて町としてどのように取り組んでいるかお伺ひいたします。

②子供、若者の課題と教育の取り組みについて。

今や社会問題となって久しい引きこもりやニートなど、この生きづらい閉塞した社会の中でやる気や楽しみをなくし、夢や希望を失ってどうしていいかわからなくなり、社会から離れてしまっている無気力な状態と言える。

その原因としましては、家庭環境や学校でのいじめ、職場での人間関係やうつ病など様々であります。

今は悩み苦しむ、社会を遠避けてしまった若者の彼らも、生まれた時からあるいは小さい頃から無気力な状態ではなかったはずであります。

この大きな課題取り組みには予防が第一でありまして、子供若者の未来をつくる、小さい頃からの新しい考え方を入れた教育の取り組みも必要だと感じております。

そこで、以下の質問をいたします。

(1) 長与町の引きこもり対策をお伺ひいたします。

(2) 発達障害への対応の現状をお伺ひします。

また、ペアレントメンターについての町の考えをお伺ひいたします。

(3) 土曜学習の現状をお伺ひいたします。

(4) 教育による一方的な講義形式の教育とは異なるアクティブ・ラーニングについての町の考えをお伺ひいたします。

以上よろしくお願ひします。

○町長（吉田慎一君）

はい。

議長。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目4点目と2番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私の方からは、其他のご質問についてお答えをいたします。

1番目1点目、メンタルヘルス対策、町の取り組みの現状と不調者の現状と課題についてのご質問でございます。

近年、少子と高齢化というのが急速な進行しております。

地方分権の進展及び行財政改革の推進などによりまして、我々地方公務員取り巻く環境というのは非常に複雑化また、多様化をしておるとおりでございます。地方公共団体が地域社会住民に対してなすべく責務あるいは職員に求められる役割、責任等がますます高まってきておるのが現実でございます。

町におきましては個々の職員のストレス及び疲労度蓄積度を把握するために、ストレス簡易調査そしてまた費用蓄積度自己検診というの実施をしております。ストレス及び疲労度蓄積度が高い職員あるいは長時間労働者病気休暇取得者を中心にですね、産業医による面談も実施をしております。

また産業医による電話やメールによる健康相談の窓口も設けております。

また自殺防止のためのゲートキーパー養成講習会を実施をしております。各課におけるメンタル不調者への早期対応の中心的役割を果たす人材の育成、こういったものに対しても取り組みを進めておるところでございます。

平成26年度における教職員のメンタル不調者は若干名おります。

病気休暇等の取得、配置転換等による対応しております。再発防止に努めておるところでございます。

2点目のですね、セクハラ、パワハラによるメンタル不調者にしてございますけれども、セクハラ、パワハラによるメンタル不調に通じるようなものの報告というのにつきましては、現在はございません。

1番目3点目の長与町の労働者へのメンタルヘルス対応の現状と課題と対策でございます。

町といたしましては、これまで町民に対するメンタルヘルス対策といたしまして、作業療法士の協力を得まして集団健診の際にですね、心の健康チェックということも合わせて実施をしております。精神的不調の傾向にある方につきましては、かかりつけ医や専門医につなげておるようにしております。

また健康まつりというのございますけれども、この中でも心の相談コーナーというのもつくりまして、リーフレットなどをつくり対応し啓発に努めておるところでございます。

なお今年度は、毎年実施しております健康セミナーの中で「こころ」ということに対するですね、講演も行うように予定しております。

御質問の長与町の労働者へのメンタルヘルス対応でございますけれども、労働安全衛生法でですね、労働者の衛生管理責任は事業者等が負うということになっておりますので各職場で従業員の健康管理や健康づくりの取り組みがされていると思えます。

しかし小さな事業所ではですね、なかなかこういった対策がもしかしたら難しいのではないかというふうに思っております。

現在県ではですね、職場の健康づくり応援事業といたしまして、職場を訪問して専門職による保健指導などを行っておるところでございますけれども、この事業の中でですね、長与町内の職場訪問の際には、長与町の

保健指導も同行させていただいて、健康づくりについて協力できるようにそういった要望もですね、あわせてやっていきたいと思っております。

5点目のストレスチェック制度義務化への取り組みについてでございます。

先ほど申しましたように、近年その労働者のメンタル不調者が増加傾向にあり、メンタル不調を未然に防止することが喫緊の課題となっておるところでございます。

こうした背景を踏まえまして、4点目でも触れておりますけれども平成26年6月25日に公布されました、労働安全衛生法の一部を改正する法律におきまして、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者に義務づけること等を内容としたストレスチェック制度が新たに創設をされておるところでございます。

長与町におきましてもこれを受けまして、職員健診を委託している実施機関へ本年度はストレスチェックもあわせて委託契約を行うというふうな予定をしております。

平成27年12月1日よりストレスチェック制度が義務化されるために現在ストレスチェックを円滑に実施するため、実施機関、衛生管理者等と協議を重ねておりまして、体制への整備並びに個人情報等を含めた対応についても職員へ十分周知をいたしまして導入するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○教育長（黒田義和君）

はい。

○議長（内村博法議員）

黒田教育町。

○教育長（黒田義和君）

はい。

①の4点目、精神的な理由で休職中の教員の状況について回答いたします。

議員御指摘のようにストレスフルな生活環境や職場環境によって精神疾患を患う方が増加しているという話には同感でございます。

本町の状況でございますがここ数年来、毎年1人いるかもしれないかでございます、割合からいけば0.4%か0%でございます。

参考までに昨年、一昨年であります全国で5,078名で0.5%、長崎県で50名で約0.4%でございます。

メンタルヘルス不調の背景としましては、いろいろな支援を要する子供の増加による学級経営の自信喪失、かみ合わない保護者対応から来る疲弊感、本来は業務以上の多忙感など複合的に絡み合っているように思えます。

解決策としましては、一人一人のストレスを解消するとともに過度な超過勤務に対する指導やノー残業デーやノー部活デーの徹底や働きやすい職場づくり、働きがいのある職場づくりに努めながら、チーム学校力を生かした指導体制を築いていくことが必要だと考えております。

②の(1)長与町の引きこもり対策でございますが、不登校の中で学校に全く行けない外に出られないという、いわゆるひきこもりへの対策として本町では平成19年度から長与南小裏門前の町有地にあります建物の中に、適応指導教室「いぶき」を立ち上げまして学校復帰や社会的自立の支援を行っております。

校門をくぐれない子もこの「いぶき」への出席を契機に、保健室登校や相談室登校やがては学級に戻れるというシステムを作っております。

引きこもりは不登校から始まり深刻化していく傾向にありますので、各学校には不登校を生まない魅力ある学校づくりに取り組むとともに、子供一人一人の居場所づくりや自己有用感を感じられるようなきめ細かな指導をお願いしているところでございます。

また町単独の予算で小学校に子供と親の相談員、中学校に心の教室相談員を配置し、相談体制を充実させているところでございます。

2点目の発達障害への対応やペアレンツ・メンターについてでございますが、発達障害の有無については線引きが難しいのが現状でございます。

しかし発達障害という診断があるかどうかで支援を行うのではなくて、判断が難しい幼少期から一人一人に応じた支援を行う必要があると考え、乳幼児診断をはじめ、いろいろな場面で子供の発達に関する相談や支援活動を行っております。

支援を行う主な場としては1つは医療機関、2つ目は児童福祉法における福祉サービスとしての集団療育、3つ目が長与町独自で行っております「すくすくキッズ」や「ひばり学級」でございます。

次に学校教育ですが、文科省の調査結果では、知的発達におくれはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒は全体の6.5%程度の割合で、通常学級に在籍している可能性がある指摘されております。

これはクラスに2、3名は在籍しているという計算になりますけれども、本町においても例外ではなくて、むしろ増加傾向にあるような気がします。

このような発達障害への対応として、2つの小学校と1つの中学校に県費で通級指導教室を開設しております。

また、町単独で支援員を配置し通常学級において支援行わなできめ細かく対応していますが、この支援員の配置率は県下でも本町が最も手厚い配置となっております。

ペアレンツ・メンターですがメンターとは、信頼のおける相談相手という意味でございましょうか、発達障害のある子供を育てる親の相談役となる発達障害児の養育経験のある人のことさすんだろうと思います。

県では、平成26年度から発達障害ペアレンツ・メンター派遣事業がスタートしましたが、本町ではこの事業が始まる以前から取り組んでまいりました。

厚生労働省は、ペアレンツ・メンターの養育を今後の発達障害支援推進策の一つに位置づけていますので、本町の事業をさらに拡充してまいりたいと考えております。

3点目の土曜学習の現状でございますが、学校週5日制が定着している中、土曜日を目的もなく過ごしている子供がたくさんいるといった現状から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜学習や土曜授業が取り入れられました。

土曜学習とは、教育課程以外の内容を学校以外の者が主体となって希望者に対して学習等の機会を用意するものであり、土曜授業とは教員が教育課程内の教育活動を、子供の代休日を設けずに行うものでございます。

ご質問の土曜学習ですが、本町では、生涯学習課の主催講座として勤労福祉センターで小学生の楽しく学ぼう英会話や高田地区公民館で小学生の押し花講座を昨年に引き続き、本年度も実施いたしております。

4点目のアクティブ・ランニングについてでございますが、アクティブ・ランニングとは教員による一方的な講義形式の指導等は異なり、子供の主体的共同的な学習を取り入れた学習法の総称を指すものであり、本来は大学で求められた教授法であります。

しかし、時代の変化に応じて小・中学校でも取り入れられようとするもので、具体的には問題解決学習とか体験学習、調査学習、ディベート、グループワークなどが挙げられます。

ご案内のように我が国は、20世紀の成長社会から21世紀の成熟社会へと変化して行っております。

これまではみんな一緒の世界、つまり目指す目標が共通な世界だったんですが、これからは一人一人が違うつまり、多様化・複雑化・変化の激しい社会へと移行してまいります。

そんな時代には、適格な情報処理力よりも情報つなげる編集力が求められ、自分が納得しさらにほかの人を納得させるような力を育てていかなければなりません。

豊富な知識量に支えられた頭の回転のよさから、物事を多面的に考えようとする頭の柔軟性が求められ、一

人一人が知恵を出し合う社会へと変わっていくんだろうと言われております。

このような社会の変化に対し教育も変わらざるを得ないということで、アクティブ・ランニングはそのための手法の一つとして、これから徐々に導入されていくのだろうというふうに考えております。

しかしながら、不易と流行という言葉があるように、幾ら時代が変わっても基礎基本は発達段階に応じて一斉指導でしっかりと指導すべきでありますので、私はこのアクティブ・ランニングというのは小学校では、1、2割程度かな、中学校で3割程度、高校では半々そして大学では大いに取り入れるべき手法ではなかろうかと考えております。

饗庭議員さんがこの壇上から質問されるときに、タイムリーな話題を導入して始められたり、あるいは聞き手にジェスチャーを求めたり脳の活性化を促したりして持論を展開されていくのは、まさにアクティブ・ランニングの精神そのものだと私は理解しております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

再質問に移ります。

町職員のメンタルヘルス対策というところで、平成26年度は若干名いらっしゃったということなんですけれども、町職の方でのうつ病とかうつ症状の方もいらっしゃるかと思うんですけれども、それも含めて推移というものをどのように捉えているかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（谷本圭介君）

はい。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

はい。

お答えいたします。

町職員に関しましては、昨年度は平成26年度よりはメンタル不調者ということで把握しておりますのは8人でした。

その方々に関しましては家庭を訪問したり、あるいは総務課の職員がですね面談行ったりいたしております。

また、産業医の先生の方にも面談をしていただきまして、13名の方が実施を面談ということで受けていただいております。

そして推計ことですけれども、平成27年度まだ6月でございますけれども、こちらで把握をいたしておりますのは4人でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この方々が、職場復帰支援っていうのもされてると思うんですけれども、8人いらっしゃる中で職場復帰支援された方は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

はい。

平成26年8名のうちですけれども、復帰をされた方は4名でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○総務課長（谷本圭介君）

はい。

○5番（饗庭敦子議員）

やはりですね、復帰はなかなか難しいと言われておまして50%の復帰かなというふうに思っております。

やはり、こうなってしまうとなかなか復帰するのに時間もかかりますし、ご本人も周りの方も多大なる努力が必要になってくるかと思っておりますので、そうなる前にやはり予防が必要かなというふうに思っております。

いろんな形で取り組んでおられるということなのですが、新年度になりました新人さんも入れました、そして職場をみんな異動されておられると思うんですけれども、それに対するまた進んだメンタルヘルス対策が必要かと思うんですね、最初のうちに健康なときに対策をとるということがとても重要になってきておりますけれども、そのあたりはどのように取り組んでおられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

今年度はですねストレスチェックの予定といたしましては、7月の初旬にですね、健康診断を実施する予定にしておましてそのときに同時にですね、ストレスチェックの調査のほうもさせていただきたいと予定をいたしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

ぜひあの積極的に取り組んでいただいて、もう1点ですね、雇用形態が違うっていうので正社員とパートさんと今もいらっしゃると思うんですけれども、その違いからストレスがかかり過ぎストレスフルまではないけれども、ストレスがかかってメンタル不調になるということもあるかと思うんですけれども、その雇用形態の違いというところにはどのような対策をとられてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

申し訳ございません。

雇用形態の違いにつきまして私の不勉強で今の時点ではきちんとしたお答えができません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そのところも含めてですね、メンタルヘルス対策にまた力を入れていただければというふうに思います。

次にこのセクハラ、パワハラによるメンタル不調者はいらっしゃらないっていうことなので、とてもいいことだなと思うんですけれども、このパワハラというのは表に出にくい問題でありまして、皆さんも御存じのとおり佐世保の事件があったときには、パワハラがあったのが影響してああいうことになってしまったと。

うまく受け取れなかったっていうことがあったかと思うんですね。

だからこの、パワハラが日常化するということはあってはならないと思うんですけど、今、ないおっしゃったんですけども、どのような形でパワハラがあったのかセクハラがあったのかっていうのをどのような形で把握するようにしておられるのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

セクハラ及びパワハラの件でございますけれども、一応相談窓口といたしましては総務課の職員がうけるようになっております。

現時点におきましてはそのような申し出はあっておりませんので、記録等も残ってはいません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

あってないということ先ほどもお伺いしたんですけども、そうしたときにやはり、佐世保の事件でも事件があったからこそパワハラがあったというのは何年も前から結局あった、上司がずっとしたというのが発見されたので、もうちょっと何というんですかね、日ごろの対策が必要ではないかと思うんですけどもそのあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

今、議員おっしゃるとおりセクハラ・パワハラというのは受けた人じゃとわからないんですね。

自分がなにげなく言った一言が傷つけてる場合っていうこともありますし、ただセクハラについては、はっきりわかるんですけども。

そういうことにつきましては、私は管理職の方にですね危機管理として、常にコミュニケーションを取りなさいと絶えずそういったものが危機管理になるんだと、つまりセクハラ・パワハラに結局そうです。

そういった面でのコミュニケーションをですね大いに進めておるようにしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、町長おっしゃられるようにコミュニケーションが必要かと思しますので、日頃のコミュニケーション取る先ほどの研修の中にもですね、コミュニケーションに関する研修とかも入れていただけたらなというふうに思います。

そして、あの長与町の労働者へのメンタルヘルス対策として長崎県長崎労働相談情報センターで巡回の労働相談されているかと思うんですけども、この件数の推移、増えてきているのか横ばいなのかっていうところで推移をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

申し訳ございません。

その件については件数を把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

後ほどお知らせいただければというふうに思います。

何でかという、どれくらい相談されてるのかなっていうのと長与町の方は長崎市内で働いてる方が多いかなというふうに思うんですね、そうしたときに相談できる場所が長崎市の方でもあるかと思うんですけども、休みの日に相談できるような窓口も今後必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

メンタルに対する相談については保健師の方が対応しておりますけれども、どうしても休みの日っていうのに対しては対応いたしかねるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今後はどこでも相談できるっていうところが必要になってくるかなと思うので、なかなか休みの日に出るとですね、普通の日に休まなければいけないということもあるかと思いますが少し検討していただければなというふうに思います。

次に教職員の方のメンタルヘルス対策に色々取り組んでいただいているというふうに理解したところですけども、最近、副校長、教頭が激務であり報道によるとやめたいというところでありたいという人が少ないというふうに報道されてます。

それには副校長、教頭は朝7時から出勤午後9時以降という長時間が常態化しているというふうに言われておりまして、長与町の教頭、副校長、校長さんも含めてなんですけれどもかなり多忙で子供たちが終わったらその後は対外的な会議、PTAの会議でありましたり、自治会、いろんな会議出られてるかと思うんですけども、そこでかなりのストレスがかかっておられるというところで、その対応としてはどのような形でされておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のとおり、副校長、教頭が激務であるというところは御承知のとおりかと思えます。

そのことについてですね、メンタルヘルスの面も含めて勤務時間の適正化ということで、常時開錠と施錠をした時刻をセコムの方のですね、時間の報告をいただきますのでそれによって把握し、それぞれの学校に対してですね、指導するとともに学校の職務、仕事ですね効率化についてしっかり工夫していくようにと指導を繰り返しているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

かなりの激務、長時間労働っていうのが1番ストレスにもかかってくるかなと思うんですけども、残業時間がわかればですね教えていただければと思います。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

はい。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

今、手元に持ち合わせておりませんが月100時間越えというのが、産業医の受診勧告しなければならないということでその線を一定超えることがないように、また月、80時間以上が3カ月連続するようなことがないようにというその線はですね、しっかり学校の方に示しながら指導を継続しています。

○教育長（黒田義和君）

はい。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

この長時間勤務につきましてはですね、遅く残ってするという方の長時間もございますけども、逆に始業前の時間というのもありまして勤務時間は例えば8時からとしても子供たちは7時半ぐらいから来る子供もいますね。

中にはですね、親御さんが仕事の関係で子供さんをですね、7時頃学校に送ってから行かれるというケースもあるんですよ。

そうしますと1番早く来る子供よりも前にいっとかんといかんというそういう状況もございますよね、だから学校としましては、なるべくそんなに極端に早くないようお願いもしてございますけども、総合的なトータルとしてやっぱ考えんばいかなだろうと。

もう一つは季節がありますよね、新学期始まった時とか1学期末の学期末とか、そういうときはどうしても処理が仕事が煩雑化しますので、そう出ないとき時はとにかくできるだけ早く帰るようにという指導は課長の方のセユムのデータを見ながらですね、やっておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなかですね、おっしゃるように忙しいのでにとっても大変かと思うんですね、昨日ネットの方で2中のホームページの中にですね、予定表が書いてありましたけど、ほとんど休みがないような形の予定表になっておりまして、どこで皆さん休むんだろうと一般教職員の方も含めて思ったところでもありますので、やはりそういうところからですね、メンタル不調になり最悪の場合自殺というところにつながっていくかと思っておりますので、一番は人員不足かなというふうに思っているところなんです。

その人員というのは決まりがあるでしょうからなかなかですね、増やせないと思いますが、もう少し何かしら増やせるように県の教育委員会とかにもですね、言っていただければいいかと思いますがそのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

はい。

これは定数法でですね教員の数は決まっておりますそういうふうなお願い、例えば特別支援教育支援員を半分は補助してくれとか、今、1校に1人の交付税措置はしてるという、この交付税措置の1番不透明でなかなか実際の数になっていないだろうと思うんですね。

ですからそういう働きかけは働きかけでやっております。

でも、例えば一例を挙げますと部活動を考えてみませんか、土曜も日曜も朝から晩まで部活動漬けなんですよ。

だから私は今、教育長会で嫌われてもいいから言ってるけども、部活動正常化しましょうと、どちらか一方したら一方は休みましょうとそういうふうに訴えてうちだけやってだめですから、県下あげてそして九州あげてそういうことを話題にして話し合ってる最中でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

ぜひですね、教育長に嫌われても頑張ってもらってですね、そういうふうが増えていくといいかなと思います。

続いて2番目のところで引きこもり対策のところ、学校適応指導教室「いぶき」っていうところをされているところなんですけれども、「いぶき」に通っている子供さんが学校に復帰できるっていうのが大体こうどれくらいなのかっていうのを伺いたしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

平成26年度実績で「いぶき」を利用してですね「いぶき」の方に通級していた子が8名おりました。

平成27年度4月1日現在「いぶき」を利用している子は0です。

ということで考えると卒業して進学した子供も含まれますけれども、一定の効果が上がっていると思われま

す。同じく25年度実績に置いてはですね、3月の最後までいるのではなくて、途中復帰者や週1回「いぶき」に来てほかのときには、学校の相談室などの併用利用の子も含めてですね、26年度に持ち越した子供は1名だけです。

ですから、通級指導教室としての一定の効果が上がっているものと理解しております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

「いぶき」に行くと学校にちゃんと戻れることかなと思うのですごくいいなと思います。

不登校になったことがやはりひきこもりにつながっていることが多いのかなと思ってるところで「いぶき」とかに通っていた子がまた中学とか高校とかなったときに、不登校になってひきこもりにつながってるかなというようなことはありますでしょうか。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

はい。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

1名は確認できております。

一旦学校に戻ったあとで不登校の傾向になったということで、あと具体的な情報ではございませんが中学校を卒業する段階では何とか学校に復帰してですね、高等学校に進学したけれども、途中で退学せざるを得なか

ったという子供がいるということもですね。

確認できているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

そういうふうにはやはり、不登校を繰り返して引きこもりになっていくかと思うんですけれどもそのこの連携っていうか、中学校から卒業して高校になる高校卒業して大学とか大人になってということもあるかと思うんですが、その連携としてはどのような形でされてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

設置者を同じくする学校、具体的に申しますと長与町立の小学校から中学校っていうところの引き継ぎについては、それぞれのもう必要な情報については可能なものは書面で可能でないものについては口頭でということと引き継ぎが行われるとともにですね、通級指導教室の方を町の教育委員会のほうで所管しておりますので、その情報の積み上げというのは十分できているかと思えます。

ただ御指摘のように、今度は中学校から設置者の異なる高等学校に進学する際に、十分に引き継がれてるかということについてはですね、個人情報の保護の観点からまだ十分できてない部分もあるかと感じます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その後のところが今後は必要かなというふうに思います。

今度できた子供子育て支援事業計画にどの部分をとっても、きめ細やかな切れ目のない支援と書かれてるところがたくさんあります、と申しますのはやはりいろんな形で町が把握できるものとおっしゃるような変わって行くところがあると思うんですよね、その連携が1番大切かな、そこでこぼれていった方がやはり引きこもりになってしまって、なかなか把握できない引きこもり、大人になってますます把握できない状況になってくるので、そのあたりは考えていただきたいなと思います。

もう1点この不登校の対策としまして、子供の居場所があると不登校にならないのかなと親御さんが忙しかったりいろんな問題があると思うんですけれども、その場合に今、団塊の世代、元気な団塊の世代もたくさんいらっしゃると思うので地域の孫育てというところを考えて連携をしていったらどうかなと思うんですけれども、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

学校教育の範疇かどうかはちょっと悩むところですが、学校に置いてはですね例えば昔遊びというような機会を小学校一、二年生の生活科学習の中で行っております。

その際に老人会であるとか、地区コミュニティの方であるとか、年配の方を講師としてお招きして子供たちが高齢の方とまた地域の方とのつながりをつくる機会というのはですね、設けるようにしております。

それをきっかけに子供たちがあいさつをしたり、ということにはつながっているように思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

今おっしゃったのが地域の孫育てっていう形になるかと思うのもっともっとそれを進めていかれると、不登校を減らすことにつながって引きこもりが少なくなるというかなというふうに思います。

続いて発達障害ってところで長与町の第4期障害福祉計画の中で、児童の発達支援については実施事業所が少なく受け入れ体制が整っていないこともあり、やや計画値を下回りましたと書いてあったんですけども、この対応ってというのは、実施事業所が少ないから発達障害かなと思っても行けないのかなってところがあるんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

施設につきましては少なくてということをやっておりますけれども、平成24年度から児童福祉法に一本化されて、施設に関しましては徐々にではありますけれども増えているような状況にあります。

この発達支援の福祉サービスを利用するかどうかというところは、やはり保護者の方の意向っていうのも大変重要などになってまいりますので、保護者の方と十分にですね相談しながら利用するかしないかというところは決めておりますので、なかなかですね、保護者の方も受け入れがですね非常に難しいところもございます。

こちらの方の利用をおすすめをしてもですね、うちの方には「ひばり学級」というのもありますので、ひばりの方でしばらく様子を見たいっていう言葉もありまして、実際にそちらのサービスの利用っていうところまでは結びついていないのが現状だと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

そうですね、なかなか難しいところであります。

今おっしゃられたように発達障害の子供さんは「ひばり学級」に行かれると思うんですね、その後学校に上がると特別支援学級で勉強されるのかなというふうに思うんですけども、その後の支援って先ほど言ったつながっていく支援になるので難しいところかと思うんですが、また発達障害の方も増えていると大人になってわからなかったのが、就職したらわかったということも結構増えてるかと思いますので、そのあたりも含めてその後の支援というのはどう考えてらっしゃるかお伺いします。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供さんのカルテにつきましては、出生した場合とか長与町に子供さんが転入してきた場合に1人1人カルテというのを作っております。

そのカルテのほうには検診のときですとか、いろんな相談事業の中で言葉の遅れだったりですとか運動発達とか友達とのかかわりが難しいっていう個人個人がですね、検診内容お母さんの困り事などがかなり多くの情報が書かれている情報があります。

それをつながりファイルということで、就学前にですね、学校の方とも連携をしてつながりファイルというのは診察をしているところです。

あと就学前、年長さんの後期に入ってからですね、後半にもありますけどペアレントメンターということで過去にそういう悩んだ経験のあるお母さん方からですね、お話を伺ったりとかその就学した後に通常の学級に行くのか、それとも支援学級に行くのかっていうところをお母さん方1番悩まれていらっしゃいます。

そのあたりの以前経験をされたお母さん方に話を聞いたりですか、その辺は就学前と就学後にはですね連携をとれるような形では対応しているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

今、出ましたペアレントメンターというところで、県が進めてる長与町ではその前から取り組んでいるというお話だったかと思うんですけども、その取り組みには自治体としても、役場の方もこう加わった取り組みなのか、どんな形のペアレントメンターなのか教えていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

本町で取り組んでいますものは特別法整備を行ったりとか、そういうことはしておりませんが、やはりお母さんが特に進学段階でお悩みを持っている場合にですね、実際にそういう体験をした方に話を聞いていただく、聞いていただいたりとか自分たちはどういうふうにやっていたんでよっていうこと先輩のお母さま方に話をしてもらうのが一番いいねということで、同じような障害持った子供さんの相談にはですね同じような障害持ったお母さんの方に来ていただいて、役場の方で話をさせていただいているという状況にあります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

いろんな環境を作っていくってですね、発達障害者の方も皆さんの子供さんと一緒のようにですね、この長与町に住んでよかったな、長与町で生み育てたいと思えるような環境が必要かと思うんですね、それにはその「ひばり学級」が6か月でしったけね、出ないといけないという状況もあるということだったので、その辺も含めてもうちょっと発達障害者の人がずっと通えるかというところで、環境整備が必要かと思うんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

以前に比べまして「ひばり学級」以前は療育活動をメインにやっておりました。

今現在はですね、議員がおっしゃるように人数が増えてまいりましたので、午前のクラス、午後のクラス、クラスが8クラス現在ございます。

本来は1年以前は通じてやっていたんですけども、半年サイクルで変わっていただいているような状況にあります。

一つは「ひばり学級」だけで担っていたものが、発達支援法っていうのが17年に制定されて、いろんな事業所が参入をしてまいりました。

ですから事業者の方につなげる分はつないでいくと「ひばり学級」を通じてひばりでそのまま残るのか、もしくは支援をうけるのか。

あともう一つはですね、たくさん増えてきますので例えば幼稚園とか保育園とか、そういう発達障害に関係を持ってらっしゃる方あるいは御家族の方お母様方ですね、教育の方に現在は力を入れておまして、療育する活動する場に行くだけではなくて、日常生活の方からそういう対応ができないかっていうところで勉強会等を行っているところです。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

いろいろ取り組んでいただいているようなので増えているのも現状なのでですね皆さん入れないということがないようにしていただければというふうに思います。

次にこの土曜学習ということでいろんな取り組みをされてるようですけども、この子供さんが利用している数、どれくらいなのかをお伺いいたします。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

はい。

○議長（内村博法議員）

栗山生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

本年度、生涯学習課の方で実施しております土曜日学習についてですが、英会話教室が30名の募集に対し41名の申し込みがあり、全員受講をしていただいております。

押し花教室については15名の募集に対して10名の申し込みがあり全員受講をしていただいているという状況です。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

皆さん結構参加されてるようですので、今後、この土曜学習というのをもっと広げていった方がいいのかなと思うんですけど新しくする内容とか、この27年度で新しくなるようなものはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

栗山障害学習課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

現在、長与町内の子供たちにおいてはクラブ活動いわゆる部活とか、それから社会教育の体育の団体とか、それからいろいろな文化的な習い事、ピアノとか英会話とか他にも多種多様にあると思います。

そういった状況の調査をいたしまして、現状の子供たちに一番ニーズに合うような講座をですね、今後検討していきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

いろいろ検討される中に本町に伝わる郷土芸能、「なぎなた踊り」っていうんですかね、そういうものも取

り入れたらいいんではないかと思うんですけども、そういうものは取り入れていけそうでしょうか。

○教育次長（帯田由寿君）

はい。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、ご指摘の「なぎなた踊り」ですけれども郷土芸能として、踊り町といえますか、各地区が7年に1度の当番制で回ってきておりますので、またなかなか薙刀自体がですね、高価なもので何本かございますが、そういうものをから考えるとですね、皆さんに「なぎなた踊り」をですね、広くですね、広げて参りまいりたいと思っておりますけれども、ちょっとなかなか難しい面があるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

なかなか難しいかと思うんですけどもやはり子供たちに長与のもの、郷土の歴史、陶芸とかですね、伝えていくのもやはり子供育てるという意味でですね、いいかなと思います。

もう一つは、子供たちの未来をつくるには学校の先生だけではっていうことで土曜学習をされてると思うんですね、ほかの地域ではOBの方とかですね教員のOBもいらっしゃいますし、地域の方でいろんなことを教えてる方もいらっしゃる、そういう方にずっと教えてもらいながら、学校みたいな教室みたいなところで取り組んでるところもあるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長（黒田義和君）

はい。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

まさに議員がおっしゃるとおりだろうと思うんですが、先般、長与町の退職校長会の総会がありまして、何か自分たちが子供たちのため地域のためできることがなかろうかという話が出たんですよ、そして、防犯ボランティアで毎朝、立とうという話があつていいことだなと思って、私はありがたいですって言ったんですけども、そういいながら一方ではもうそれは自治会でもやってるからコミュニティでやってるから、そちらの方に参加すればよかたいという意見も出て、なおいいですねえって話をしたところですが、そういう中でですね、0つけ隊とかね採点を手伝ってやる0つけ隊とかね、それから親子相談のアドバイザーをしたいとかそういうニーズはありますので、問題はそれをどうコーディネートしていくかですよ。

だれがどうコーディネートしていくか、場所は公共施設がありますよね、その誰がどうするか、このところをですね考えていかんばいかんかなと。

私たちはもう今、手いっぱいです。

これ以上したらですね、ストレスフルになってしまいます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

そうですね、誰がどこですか大きな問題だと思います。

ストレスフルと言われてるのですね、教育委員会、教育長にはとは言えないかもしれませんが、そこで行政の方で何かしらの方法はないか町長にお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町ですね、保護者の方でいろんな活動していただいております、お父さん方ですね、健康をつくる促進委員会ですかね皆さんがたが27名いらしゃるんですけども、その方々お父さん、退職されたお父さん方ばかりなんですけども、そこでクッキーを焼いて、保育所7つありますけどもその保育所の子供たちと一緒に作るとそういった活動もしていただいております。

それからまた、夏休みとか休み期間中にはですね、例えば天体を見ようとかホテルを観察しようとかいって、そういった方々が休み期間中に子供たちを集めてそうであるとか、あるいは年を老いた方々がいろんな長与町に伝わっている芸能とか手工芸とかそういったものを子供たちに伝えるというのもやっております。

だからそういった皆さん方活動というのはですね、それぞれの地域でいろんな単体でやっていただいているというのが現状でございます。

ただしそれにつきましてもまたさらにね、一歩進めてそういったものをもっともっと活発化するようにですに私どもは助成等々含めてやっていきたと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

さらに一歩進めてくださるっていうところで理解して進めていただければなというふうに思います。

次にアクティブ・ラーニングなんですけれどもさきほどありましたように、おもに大学でされてるといのは言われてるとおりです。

小中でこの後、取り入れていうところで子供たちがこのみずからの課題をこれをどう思うとか何をやりたいとかいう形ですと、いろんな子供の意見ができて先生方には見えない部分もね、いいところが出てくるんじゃないかと思うんですね。

だから全部取り入れるんじゃないけれども、総合学習とかいろんな学習をされてると思うので、そのあたりに取り入れてはどうかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

おしゃるとりでございます、現在もそういう総合学習の時間にはやってるんですね、ほかの友達の見聞を聞いてほかのその人脳を使って自分の脳を使う。

これが脳の柔軟さだと思うんですね、そういう活動はですね、現在も小学校でも中学校でも時間的には少ないかもしれませんが取り入れてやっているとございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい。

ぜひ取り入れていただいて、長与第2中学校でも平成27年度にそれを研究したいというお話も出てたみたいなので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

いろんな形で新しい取り組みというのがありますけれども、先を見据えて積極的に取り組んでいただいでですね、今もいい環境だと思いますけれどもよりよい教育環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

それが子供、若者の未来をつくる、その分にはやっぱり小さいころからですね、いろんな新しい新しいものだけがいいというわけではないので、おしゃってたように一斉の勉強もですね必要かと思しますので、未来に夢や希望が持てる社会につながればいいなというふうに思います。

先般、広報ながよに掲載されておりました長与自慢というところに、楽しい学校温かい家庭住み続けたい長与、小中連携して賢く優しくたくましく、ごめんなさいまちがえました、賢く優しくたくましい長与っ子をというところを実践していただいて、すべての子供たちが幸せになることを願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、堤理志議員の①長与町まち・ひと・しごと創生戦略の策定について。

②平和事業について。

③ICT教育の推進についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

皆さん、こんにちは。

今期初めての一般質問ですので、しっかり頑張っていきたいと思います。

まず、第1点目、長与町まち・ひと・しごと創生戦略の策定についてであります。

27年度の施政方針で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に呼応し、「長与町まち・ひと・しごと創生戦略」の策定を進めるとしてありますが、町としての方針ならびに、進捗状況をお伺いをいたします。

2点目、平和事業について。

本年は、被爆70周年という節目の年を迎えるにあたり、平和事業の内容を再検討するとしています。

平和については、国における安全保障法制など、法改正が検討されており、マスコミも戦後の安全保障政策の転換点になるのではないかと報道もあり、住民の関心も高いものと思われま。

町としての平和についてのとりくみはどのような検討がなされているのかをお伺いをいたします。

3点目、ICT教育の推進についてであります。

小学校では4年ごとの教科書改訂が行われるため、デジタル教科書並びに指導書を購入するとしています。

具体的な使用方法、対象年齢などはどのようにするのかをお伺いをいたします。

また、ICT機器の導入では、パソコンかタブレット端末にするのか、このあたりを慎重に検討しているという回答を、そういうことを伺ってございましたけれども、この点についての考え方もお伺いをいたします。

以上よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、堤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3番目のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。

私の方からはその他のご質問についてお答えをいたします。

それでは1番目の長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針及び進捗状況についてのご質問でございますけれども、国は危機的な状況にある我が国の人口減少に対応するために、まち・ひと・しごと創生法の制定に続き、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定をいたしまして人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、地方を連携した各種の取組を強力に推進することとしております。

また地方に対しましても、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の平成27年度中の策定を求めていることは、ご案内のとおりでございます。

このたびの地方創生、まち・ひと・しごと創生の主要な観点、安心して暮らせる地域づくり、による人口の東京への一極集中の是正、それと結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援による出生率向上対策及び地方への移住促進でございました。

産業振興や若い世代の結婚・子育てを重視している国の姿勢は、おおむね、これまでの本町でのまちづくりの方向性と一致しているものと考えております。

長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、この観点が大きな柱になってくるものと認識しております。

現在の進捗状況といたしまして、まず、総合戦略の重要な基礎と位置づけられております長与町人口ビジョンの策定に向けて、住民の結婚、出産、子育てに関する意識・希望調査、あるいは高校卒業後の進路希望調査を実施するなど、同様に作業を進めている長崎県とともに、将来を展望するために重要な調査や情報収集を進めているところでございます。

一方、総合戦略につきましては、同じく今年度中の策定を目指しております第9次総合計画との整合を図りながら、国の政策パッケージや長崎県の総合戦略の方向性を見極め、今後具体的な事業や事業や数値目標を設定し、本年10月の策定を目途に作業を進めているところでございます。

2番目の平和事業についてでございます。

被爆70年を迎えるにあたり、関係部署で事業について検討を行ってきました。

継続事業といたしましては、平和コンサート、学校での平和教育、原爆パネル写真展などを行い、被爆60年から10年間継続して行ってきました平和のともしびにつきましても、10年を一区切りといたしまして、とりあえず事業を終了し、新たに平和のつどいといたしまして、平和の広場で実施をする予定でございます。

平和のともしびにおきましては、学校・コミュニティのご協力をいただき、2,000から3,000個のとうろうを飾ってまいりましたけれども、公園での安全性について、警察や消防より指摘を受けるなど、事業の見直しが必要となってまいりました。

今年度は新たな取り組みといたしまして、被爆遺構跡の銘板設置、本町の平和事業の紹介や町内平和遺構のマップを掲載しましたリーフレットの作成、本町の平和遺構を巡る平和ウォーキングなどを計画をしているところでございます。

また中学生を対象に、8月6日の広島平和式典に参加し、交流を行う派遣事業なども検討をしております。

本町では、核兵器の廃絶と恒久平和を願って、平成6年平和で安全な町を宣言をいたしました。

紛争と戦争のない世界の実現のために、引き続き戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承し、平和のメッセージを発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

③のICT教育の推進について回答いたします。

本町ではアナログTVからデジタルTVに移行した平成21年度から22年度にかけて、町内小中学校の全ての教室に50インチの大型TVを導入し、パソコンや書画カメラと連動させICT活用環境を整備してまいりました。

また、これらの機器を有効に活用するために、年次計画を立てデジタル教科書も整備しました。

このデジタル教科書は、使用教科書に準拠していますので、教科書が改定されれば、デジタル教科書も更新せざるを得ません。

今年は小学校が改訂の年に当たります。

具体的な活用方法でございますが、教材文を画面に拡大し、画面上に書き込んだり、マーキングしたりして、興味関心や学習意欲を高めたり、板書や紙媒体では表現が難しい立体とか動画とか映像などを視聴させることにより、発達段階や学習場面に応じた活用がなされております。

デジタル教科書は、国語と算数は全ての学年で、理科は3年から6年生まで、社会科は5年と6年で使用しております。

また、教師用指導書は、従来は全ての学級に全教科揃えておりましたが、価格も高くなり、またデジタル教科書の方に予算が必要なために、先生方には少し我慢してもらい、使い方を工夫していただきながら、各学年に1セットを基準として購入いたしました。

ICT機器に関してですが、一昨年が小学校の機器更新のときでございました。

しかしその時には、パソコンの基本ソフトであるOSが、ちょうどWindowsXPからWindows7か8のどっちがよいかということで、なかなか悩みまして見定めることができなかったために、1年間の再リース契約を行いました。

そして昨年の更新時期には、パソコンかタブレットかで、まだ迷っておりまして、どちらがよいかということで、判断つかずに再リースという契約をしたところでございます。

さていよいよ正念場を迎える今年でございますが、全国的な動向も見えてまいりましたので、学校からの要望も尊重しつつ、パソコン室のネットワークパソコンは更新し、加えてグループ学習等でのツールとして、タブレットを何台か導入する方向で現在、最後の詰めを行っている段階でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

本年の3月の長与町議会で、この地方創生に関連した補正予算というものが出されまして、ちょうどこのときは、全会一致ですね、この補正予算が可決をされました。

この中で、国の交付金メニューにありますいわゆる、地方創生先行型の交付金1,700億円が全体予算ですけれども、これを対象とする条件として言われたのが、地方版のこの総合戦略5カ年ですね、地方版総合戦略を作りなさいというようなことではなかったかと思えます。

国の説明によりますと、この地方版の総合戦略をつくる契機として、一つの都道府県あたりに2,000万、1市町村あたりは1,000万は確保しているというような、話を聞き及んでおります。

そこでお伺いをいたしますけれども、本町のこの総合戦略策定の経費というのは、幾ら配分がなされるのかということとあわせて、その金額が町としてどのような振り分けをですね、されるのかわかればですね、そのあたりまでお示しをいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

おっしゃるとおりですね、各市町村には1,000万の策定経費がですね、措置されております。

本町もこの1,000万というのをですね、歳入として受け入れることにしております。

一方で歳出に関しましてはですね、1,000万を受け入れはいたしますけれども、策定経費としてはですね、200万円を計上しております。

それはどういうことかと申しますとですね、国は策定に当たりましての基礎調査をですね、コンサル等利用することを想定しております。

で、その一方でですね、戦略の起案は市町村自らが行うことというような釘も一方では刺されております。

で、本町におきましては今年度ですね、総合計画の策定も平行して行っておりますので、基礎調査の部分はそちらとですね、ある程度共有できるという前提のもとでですね、コンサルへの委託等は、総合戦略につきましては想定をしておりません。

そういうことで、1,000万円の予算は受け入れはいたしますけれども、歳出として200万円を見込んでいます。

差額の800万円がですね、ほかの事業へ充当するという考えでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、わかりました。

で私のこの当時の議会の審査の中での私の自分のノートを見ますと、その中で、有識者会議を行うということで、一つは10月をめどにというような話がありました。

つまりもうコンサルには委託せずにそうした有識者会議等で、この総合戦略をつくるのかどうかという点と、もしそうだとすればどういった方々が、これに関わっているのかという点、このあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、有識者会議といいますか、各階各層の参画を得ながら戦略の策定を進めていくと、ということになっております。

ただこの委員会といいますか、この組織は戦略策定に限らずですね、事業実施後の事業効果の検証、それと見直し等にもですね、関与していただくということになっております。

正式な名称といたしましては、長与町まち・ひと・しごと・創生推進会議という名称でございます。

昨日の御答弁申し上げましたが、現在ほぼ人選終わりました、6月の開催を目指してですね、今準備を進めているという状況です。

具体的なメンバーでございますが、まだ依頼がですね、済んでおりませんので、ちょっと明確にお答えできない部分もございますが、産官学金老言です。

産業界は今考えてるのはですね、商工関係の団体、もしくは農業者の代表の方。

官につきましてはですね、国の機関ですね、を考えております。

学は県立大学のシーボルト校がございまして、そちらを想定しております。

金融機関はですね、地方銀行2行を想定しております。

労というのは労働団体のことですが、これは連合にですね、ちょっと人選をお願いしてるところです。

言はメディアのことですけれども、これもですね、なかなか難しいんですけども、今、ある方にですね、お願いをしているというところなんです。

これ以外にもですね、子育て中の女性であるとかですね。

あと、若い世代の意見を反映させたいということで、この会議には直接入ってはいいただきませんが、シーボルトの学生さんなどにですね、意見交換の場は設けていただくようにですね、大学等へも要請をしているというところなんです。

こういった皆さんの意見を十分踏まえながらですね、起案は私ども自らが起草ですね、失礼しました、起草は私ども自らがやるということで今作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この総合戦略というのは、要するにこれからのこの長与町のいろんなですね、非常に重要な部分を、担うんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそういう点でいえば、例えばこのそういったどういう話し合いがなされているのかということがきちっとこう町民に公開がなされるのかとか、あるいは、どういう経過が行われているのか、我々住民の代表である議会に対しての説明であるとか、そのあたりはどう考えてらっしゃるんですかね。

お願いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、今回の総合戦略の策定はですね、地方の総力を挙げて、その取り組むということが大前提となっております。

そして、国はですね、議会ともですね、十分に議論を交わした上で策定を進めること、というふうに、いうふうな要請もあっております。

そういうことですので、議会の皆様、議員の皆様に対しましてはですね、やはり、複数回、何らかの形でですね、お示しをしてですね、御意見は、賜りたいということを考えております。

そして対住民の皆様に対しましてもですね、最終的にはパブリックコメントという形をとらせていただきたいと思います。その途中の段階においてもですね、骨子の段階なのか素案の段階なのかはちょっとわかりませんが、作業の進捗を踏まえてですね、情報発信をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、分かりました。

ちょっと次の質問に移りますけれども、私が持つてる資料によりますと、この地方版の総合戦略では、四つ

の基本目標があるということで書いてありました。

先ほどの説明によりますと安心して暮らせる地域づくりとか、人の流れとか、子育て支援等でしたけれども、私の持っている部分では、一つが安定した雇用の創出、もう一つが地方への新しい人の流れづくり、三つ目が結婚・出産・子育て支援、四つ目が自治体間あるいは地域と地域の連携ということでありました。

これらを勘案したですね、総合戦略だということでしたが、先ほど四つなかったのであれというふうには思うんですが、そこで、私が持っている資料に基づいてですね、質問をしていきたいと思うんですが、先ほどなかった雇用の問題なんですね。

実はここ私もちょっとどうなるのかなと思っております。

というのは、長崎県内においても例えば諫早とかお隣の時津町あたりになりますと、工業団地とかそういう産業の雇用の場というものがあるわけなんですけど、もちろん長与町にもないことはないんですけど、規模的には非常に小さい、どちらかといえば長与町というのは、長崎市時津町そしてそういう諫早あたりで勤務をされてる方々が進む住宅の町という特性があるんじゃないか、こういう長与町のような住宅の町のような特性を持ってるところに、国が示す、この安定雇用をつくりなさいというような指導がこれらでも、果たしてどうという回答をですね、戦略を出せるのかなというのが私も素朴な疑問として持っております。

それで、そのあたりについて町としていかがお考えなのかですね、このあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい、議員ご指摘のとおりですね、国の基本目標として4点ございまして、町長の答弁にはですね、地域連携という部分ではですね、言及はございませんでした。

それはですね、主体的に長与町だけで完結できるという部分がちょっとあの弱いところですね、そういう形にしておりますが、おっしゃるとおり、長与町の地域特性といたしまして、15歳以上の通勤通学者の53%が長崎市へ日中流出しているという状況でございます。

長与町の中で幾ら頑張ってもですね、雇用を一定確保する、もしくは拡大するということはなかなか想定できないという中で、やはり長崎市もしくは時津町と連携したですね、とりくみが不可欠になってくるという認識は当然持っております。

今回の総合戦略の四つの柱ですね、具体的に申し上げますと、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するというのが地域の連携の部分でございますが、この観点をやはり総合戦略の中にですね、踏まえていく必要があるだろうということを考えております。

ですから、連携中枢都市圏というですね、定住自立圏の発展形の今検討をしておりますが、その中で、戦略に具体的に連携中枢都市圏を形成するというような漠然とした表現ではなくてですね。

その中での具体的なとりくみ、それは産業振興であったり雇用の拡大であったりですね、そういった部分について、できるだけ具体化にそこに記述することができるようにですね、今具体的な協議に入っている段階でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、この四つの基本目標について私もそれぞれ1から4まで質問を用意をしておったんですが、若干ちょっと伸びそうになり、時間が足らなくなりそうですので、この人の流れづくりの部分については、今回ちょっと飛ばさしてもらって、この結婚・出産・子育て支援というところでお伺いをしたいところがあります。

昨日ですかね、町長の方から多子世帯に対する保育料の軽減という話がありました。

これについてもですね、国の方から示されたこの具体例として言われているの中に一つあるんですね。

この多子世帯に対する保育料の軽減。

長与町で今考えてるこの多子世帯というのは大体どのくらいの子供さんを持つてる方を定義づけられているのか、あわせてそれが長与町で定義している多子世帯というのが、何世帯ぐらい該当するのか、要するに軽減が受けられるようなですね世帯が何世帯になるのか、今わかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

長与町、本町のほうで考えております多子世帯というのは3人以上ということで想定しております。

今回補助の対象になりますが、所得制限を設けておりますので、対象世帯はですね今のところ23世帯が対象してくる形になっております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

23世帯ということですね。

ということは、さほど多くないということであります。

昨日も同僚議員から出されておりました3人じゃなくて2人とかでも、なるべく子育てのね支援として、そういう軽減なり無料化なりができないかということもありますけれども、ぜひ、23世帯、3人以上限らず、やはり同僚議員もおっしゃるように、やはり2人以上とかいうあたりからも軽減なり無料化なりをね、ぜひ検討すべきじゃないか。

やはり特色を持たせてですね、他市町に先駆けた特色を持たせるということも必要じゃないかと思います。これは答弁は結構です。

そしてもう一つですね、地域間の連携についてちょっとお伺いをしたいんですけども、実は定住自立圏構想がありましたときにも、私も自分なりの心配な点といいますか懸念点は常々、話はしてきたんですけども、今回の自治法の改正の中で地方中枢拠点都市圏という、ちょっと舌を噛みそうな名前ですね、そういうものが出てきて、これには改正前の3月3日の全員協議会の中で、いって、私どもに対しての説明がありましたけれども。

この地方中枢拠点都市圏ですか、これについて町は、推進する方向で考えているのかどうか、このあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

従来は、定住自立圏という総務省の事業としてですね、国が推進してまいりました。

ただ、昨今ですね、放置できない人口減少に対応するためにですね、国の総合戦略というものが示されたわけですが、その中で人口20万以上の中核市以上、全国に61あるそうですが、その自治体に対しましてはですね、地方に人口を留め置く最後の砦、最後のダム、という役割をですね、担ってもらうためにですね、総務省からですね、内閣府へ格上げされて、全省庁が関与する形での連携中枢都市圏ということになったわけです。

ですから、本町は、長崎市長与町時津町はですね他の圏域よりも強固に一体化した生活圏を従来から持って

おりました。

それと、定住自立圏でですね、一定、協議が整っていた、事業がございます。

それとに今回、新たな観点として、長崎市に対しましてはですね、圏域の経済的な儉約としての役割、それと、高度な都市機能の集積という二つの新たなその機能というのが求められております。

ですので、先ほどの話でありませんが、長与町の15歳以上の通勤通学者の53%が長崎市でお世話になっているという状況におきまして、やはり産業振興、雇用の拡大、などは、長崎市抜きには語れないというところですね、引き続き推進してまいりたいということで、具体的な検討をしている状況でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私、定住自立圏構想のときも若干、心配をしておる点がありまして、どうしてもですね、国の考え方が、私、ちょっと見解違うかもしれませんが、やっぱり地方においては選択と集中ということで、一定ローカルな僻地についてはもうそれなりの役割をしてください、しかし、都市的機能を備えたところには重点的に投資をしますよというような、流れがどうしてもみえるものですから、そういったときに、長与町としてですね、本来なら自前で整備できるもの、これそういう機能はもう長崎市のもの使ってくださいよということで、なかなかそのあたりで、財政的にちょっと不利な状況に陥るじゃないかというのがずっと心配をしておるわけです。

このあたりの協議の中で、率直に言って大丈夫なのか。

いけば、地方に対する財政支出を縮小をいつで国としてはできるだけして、できないだろうかというものあるんじゃないかと率直に思うわけですけども、このあたりの懸念は払拭できるものなんですかね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員に指摘されていることに対する懸念というのも我々もあります。

ただ、この中枢拠点都市構想というのがですね、定住自立圏はそのまま生きているんですけど、今度は新たに20万都市ということでですね、やっているわけなんですけど、今所管がお話しましたように、今長崎市の人口が減ってきているっていう状況なんですね。

長崎市の人口がどんどん減っていけば、長崎市に働きに行っている長与町の人たちの雇用、こういったものが脅かされるということがございます。

だから長崎市の方も頑張ってください、人口流出がでないように。

そのためには長与・時津も連携してですね、そのあとで協力し合ってやっていくと。

そういう中でですね、私は選択・集中というよりも、やはり対応性と共生といいましようかね、そういうくくりで考えていった方がいいんじゃないかなと私は個人的には思ってるんですけども。

そういう中において、各1市2町がそれぞれの個性をですね、個性を発揮しながら、連携をしていくと。

で、お互いのいいところをですね、認め合いながら支え合いながらやっていくっていうように私は考えていきたいなというふうにも思ってますし、そういう意見をですね、首長会議の中では申し上げているところがございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

私が思ってる懸念についてはですね、実はもう一つ、ちょっと根拠がありまして、今年の4月の総務省の通知の中で、公共施設等総合管理計画をつくりなさいということで自治体の方に要請があつてるといふ、ようであります。

その中でですね、

基本的には、いろんなそういう公共施設については、なるべく集約化、そして複合化を進めなさい、あわせて新しくつくるものについては延べ床面積は、減少させるということが条件、いうことになってるようです。質疑したらもう長くなって、時間が足りなくなりますので、間違いないと思います。

そういう状況になっております。

私が言いたいのは、当然そういう形で一定不要不急の事業をですね、抑制させるというのは、必要なことだ、当然のことだと思えますけれども、この地域の連携と言いながら、やっぱり長与町の住民サービスは低下させないんだと。

しかし、そういう住民サービスの縮小はさせないというような基本的な考え方を持ってですね、そういう連携の協定を臨んでいくんだという、そういう姿勢がきちっと持つとかなないと。

やっぱり大きなところに引きずる込まれるんじゃないか、こう心配しておりますが。

そういう住民サービスの低下はさせないというような考え方で臨むのかどうか。

このあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

公共施設等総合管理計画の話がでしたが、私どもの認識といたしましてはですね、これはあくまでも長与町の範囲内での公共施設の適正管理ということを考えております。

必要性として国が示してるのがですね、過去に建設された公共施設の大量更新に備えるということ。

それと人口減少等による公共施設等の利用需要の変化に対応する。

市町村合併後の施設全体の最適化の必要性とございますが、あくまでも私どもは、町内限定でこれは考えていくつもりでございます。

それと御懸念のですね、やはり、中核、失礼しました、中枢都市ですね、この場合の長崎市に巻き込まれる、長崎市の思惑どおりに事が運ぶということに対する懸念でございますが、連携中枢都市圏の推進要綱というのがございまして、基本的なものなんですが、その中に合併を推進するものではないという一文が明確に入っております。

これは地方からですね、地方というか、周辺のそういった市町村からの懸念に答えて、敢えて追加された文章でございます。

それと、そもそもその連携中枢都市圏のスキームの中にですね、これ自体が議会の議決が、協約なんですが、議会の議決が必要であるということ。

それと、もし圏域が形成した後でも、後においてもですね、意見が異なって離脱するということが仮にですね、想定されるという事をあらかじめ、スキームの中に組み込むことが可能と。

文言の中、協約の中に、2年経過後に自動離脱というようなこともですね、盛り込むことが可能ということをはっきり国が明示しておりますので、そういった部分を最大限ですね、活用しながらですね、独自性を発揮していくということが重要だと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうですね。

いろんなそういう地域の活性化を進めていくという点では、先ほど申しましたように長与町というのが住宅の町ということで、当然自分たちだけでやっていこうとしても、雇用の場そのものが非常に少ない中では、一つの経済圏の中で計画をですね、ずっと連携しながら、進めていかなければならないという点は、それはそうだろうというふうには思うんです。

それでですね、その考え方の中で、この地方を活性化させていく、1年2年でできるわけではないと思うので、長期的に活性化させていくためには、やっぱり長期的にその政策を実行できて初めて成果が出てくるんじゃないかと思うんです。

そういう点では、一時的な国からの補助金とか交付金をいただいて、その間だけできるというようなものではですね、非常に継続的な、活性化というのは難しいんじゃないか思います。

今回、交付金という形で出されましたけれども、これが今後にわたって、一定の財源の保障というものが大丈夫なのか。

というのは、よく県あたりからの補助金で何々をやりました。

大体3年か4年で補助金は切ります、後は自前でやってください。

もういつもこのパターンですよ。

ですから、この国の活性化と言いながらも二、三年でもう後は自分でやってねと。

でも財源はありませんよ、じゃ難しいと思うので、このあたりの財源の補償といいますか、このあたり、何かつかんでおるかどうかな。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

この点はですね、地方が最も関心が高く、懸念してる部分だと思います。

先日国、内閣府の説明会に行っていましたけれども、やはり地方からそういった意見が出されておりました。

これに対しましては国はですね、新型交付金という名称を使っておりましたが、現在検討中であるということをおっしゃっておりました。

そもそも今回の地方創生ですが、以前からですね、雇用拡大とか産業振興ちゅうのはもう20年も30年も議論され尽くしているはずだと。

ただ、それが実行性がなかったのは行政だけでじたばたしてきたせいである、という国の分析といいますかね、考えのようです。

ですから、先ほどから産官学金労言ですね。

地域の各階各層が寄ってたかって相互戦略の策定、それとその実施に関わっていくということはですね、地方を形づくるでそれらの多様な主体そのもののこの人口減少を放置するとですね、たちいなくなるんだという危機感をですね、地域全体が共有して、行政のみではなくてですね、寄ってたかって、知恵を出して、産業振興、雇用促進、雇用拡大、こういったものを図ってほしいという国の考えでございます。

ですから、当然今後はですね、こういった戦略にないような事業については予算がつきにくくなると。

国の資金が活用しづらくなるということは想定されると、ということだと思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

ちょっと次の質問に移りますが、安定した雇用をつくるとか、あるいは若い世代の人たちに、長与町に定着していただく、長崎県全体でもいいんですけども。

そういうふうなことをやっていくという点でいえばですね、私は、一つは、そこで暮らす働く人たちのですね、待遇の問題も非常に重要じゃないかというふうに思います。

地方財源の先ほどの言います、充実の問題とあわせて、雇用労働政策の点でもですね、やはり私は、非正規でいつ首になるのかわからないというような人たちがたくさん増えていくような世の中では、自分たちの将来のですね、悲観して仕事がある大都市部にどんどん出ていくというようなことで、政府が言う地方についていう形にはなかなかかなりづらいんじゃないかいうふうに思います。

そういう点では、私は非正規雇用を増やすのではなくて、やはり安定した雇用があつてこそですね、その地方で生活の基盤を持って、結婚して子供を産み育て、安定してそこで定住ができる、いうことになっていく。

そういう点ではやはり、安定した雇用が必要じゃないか思います。

町として、雇用の政策に関与ができるかという、なかなかそこまで至らないと思うんですが、例えばそういう点で、例えば、町村会あたりに提起してですよ、もっと安定雇用が当たり前の状況をつくり出すべきだというような提言を国あたりに持っていくというようなことができないものか。

このあたり、町長いかがでしょうか。

○町長（吉田慎一君）

はい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今のはまだ確固たるものではないんですけど、だしてるんじゃないかなとは思んですけどね。

ちょっと調べてみますけど、今確固たるものがございません。

ただやっぱり議員がおっしゃるように国としても人口減少というのは非常に大きな課題になってるんですね。

そのときに、子供を産んで育てる環境づくりっていうのがいろいろあるかと思うんですよ。

例えば、企業においても子供が生まれた時に、育児休業給付が受けられるかですね、ワークライフバランスというのがありますけども。

こういったものの問題もあつていろんな問題がある中でですね、そんなかの一つがそういった、安定したですね、企業中において安定した就業できると。

そういったものの確保というのも、当然重要なことだと私も認識しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

安定した雇用が重要だということを認識してるということでありますので、ぜひ機会があればですね、そういった声は地方のそういったものがないと地方は発展しないんだよということを是非伝えていただきたいということを申し上げて、平和事業についての質問に移ります。

被爆70周年に当たって、長与町としてどうするのかという点では、私もですね、この間、平成26年の9

月議会、今年の3月議会でも質問をしまして今回が3回目ということになります。

町の平和宣言を見ますと、改めて私も読んでみましたけれども、核兵器の速やかな廃絶と紛争と戦争のない世界の実現を強く望むというのが、この平和宣言文の中で書かれています。

また、私たちが住んでおりますこの日本の最高法規であります日本国憲法の中でも、国際紛争を解決する手段としてですね、この戦争であれ、武力による威嚇であれ、武力行使、いかなる名目をもってそういう武力を持って、この紛争解決するというのは、やらないということを宣言をしております。

この日本国憲法というのは、99条でしたか、政治家、公務員がですね、これを守るべきだ、守る必要があるんだということで、そういう公権力を行使する側が、住民の皆さんから、なんて言いますかね、枠をはめられて規制をされてるとい、そういうものであります。

そこで、現在国会の中で安全保障法制というものが議論がなされております。

いろいろ聞いておりますと、日本が攻撃をされていなくとも、同盟関係にある国が攻撃を受けたときに、一定の要件を満たしさえすれば、自衛隊が戦争の支援が可能になり、攻撃をもし受けることがあればこれに応戦ができるということで、マスコミでも、これは専守防衛への大転換なるんじゃないかということで大きく報道されテレビでも、国会の中継がずっとされている非常に大きな関心事であります。

そこでですね、やはり、長与町というのは広島・長崎とあわせて、その被爆地という特殊性があるそういう自治体であります。首長、町長として今回のこの安保法制やっぱり興味といいますか、関心持っておられるんじゃないかと思いますが、現在どのようにこれを評価なさっているのかですね、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

これは今国会で議論されておまして、私どもがそこの中に入って議論することではございません。

ただおっしゃってましたが、おっしゃったようにですね、長与町は長崎市と同じように核、被爆を受けた地域ということでですね、そういうことで平和で安全な町宣言ということをしております。

今回の平和のとりくみにつきましてもですね、やはり平和事業にとりくみについてもそういった観点からですね、私どもも取り組んでまいりたいと、そのようなことを考えておるところであります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

なかなか明確には難しかったのかなと思いますが。

時間の都合もありますので、次に移りますが、平和事業というのはやはり、一定の目的を持ってですね、やるものだというふうに思っております。

そこで、まず、この平和事業というものの目的、位置づけをどう捉えているかという点で、一つは、長与町に対して、それから、後でですね、教育委員会に児童生徒に対してのこともお聞きしたいと思います。

まずは長与町民の皆さんに対してどういうふう、町としての意図目的を持ってやろうとされているのか。

この点を、基本的な考え方ですね、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

基本的に、平和で安全な町ということでございましてですね、やっぱり、例えば、核爆弾のですね、実験等々

やりますよね。

そういったときに抗議の電報を打ったりしながらですね、あくまでも核のない、戦争のない、そういった地域、国を作っていくかなくちゃいけないということですね、いろんな平和コンサートとかいろいろやっていますが、そういったものも音楽を通して平和の大切さというのを届けていこうじゃないかと。

というようなことですね、64年から10年やってました平和のともしびもそうです。

ああいった明かりを灯してですね、全国に発信していこうというようなことは、あくまでも平和で安全な町という宣言した長与町として、そういった問題をですね発信をしていこうというスタンスですね、町としてもとりくんでおるところです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

はい、分かりました。

この70周年ということで私も改めてですね、いろいろこう考えをしてみたんですけども。

日本の周辺でもやはりいろんな火種があるわけですよね。

例えば北方領土、竹島、尖閣、あるいは、その他もろもろありますけれども。

こういう紛争の火種っていうのは、実は探してみますと世界中至るところであります。

文化の違いであるとか、価値観の違い、宗教上の問題、先ほど申しますような、領土問題等々ですね。

やっぱり、民族が違い文化が違うということで、お互いが自分こそが正義だということで、なかなかこう、融和できないというような、いわゆる紛争・戦争には至ってない状況なんですね、そういう問題というのがあるんですけども。

私はこういう中で、やはり人類が多く犠牲を払いながら今たどり着いた到達点というのが、軍事が、軍事的な問題に対して軍事で構えて、ことを荒立て緊張を大きくしていくという、そういう一触即発の状態を招いていくのではなく、やっぱりいろんな困難があっても、粘り強く外交的に解決をしていくというそういう、姿勢がですね、やはり今求められているんじゃないかと思えますし、そういうものを通じる行っていくことがやはり平和の大切さではないかというふうに思います。

やはり、そういった点をやはり町民の皆さんに戦争じゃない形での、いろんな摩擦を解消しようじゃないかということを変えて町民の皆さんで共有する、そういう平和事業の目的といいますかね、そういうものになるべきじゃないかという考え持っているんですが、そういうものになるのかどうかはわかりませんか。

考え方ですね。

○町長（吉田慎一君）

はい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

今議員がおっしゃるには、そのまま平和で本当に安定した国であってほしいなど。

今、世界の歴史おっしゃいましたけど、確かに世界の歴史は紛争の歴史でございまして、そして何故紛争が起こるかといいますと、やはり飢餓ですね、食べ物は食べられないというところ等々いろんな原因があるかと思えますけども。

ただ私たちはこういった平和コンサートとかいろんな平和の取り組みを通じて、町民の方にですね、それぞれの立場で、そういう風な思いで考えてもらいたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

次に、学校現場と申しますか、児童生徒に対するこの平和教育。

よく学校の授業あたりでは、まず最初に今日の授業のめあてはこういうことですよというようなこと話してから、こうやっていったりされておりますけれども、学校教育にあたっての平和教育のこの長与町としての何らかの方針なり考え方というものは、明確なものをお持ちなのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

長与町ということに限るわけではないと思いますが、平和教育の基本にあるのは戦争の最大の差別であるというそういう立ち位置かと考えております。

先ほどからお話の中でありましたように、70周年を意識した取り組みとしては、新たな取り組みをですね、中学校においてはフィールドワークを行うであるとか、目的として考えられることは、今後そういうことで、単なる平和というところから、今、子供たちにできること。

伝える、継承、伝承などをですね、キーワードにしてその平和教育に取り組みたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は今の点です、長崎市の平和教育というのはどういうふうな考え方を持つてのかなということで、インターネットで長崎市のです、文を調べてみました。

そうしますと、平和教育の基本3原則というものを長崎市がつくっております。

是非後で御参照いただきたいと思うんですけども、時間の関係で、若干はしより、飛ばします。

省略しますけれども、一つは、この平和教育の基本的なよりどころである日本国憲法教育基本法などの法令に示された平和希求の精神に求めるものとする。

よりどころですね、こういうものに求めるということと、第2点目、もういろいろ長い文章があるんですが、国際協調の精神を養うということ。

そして、3点目でいろんな学習指導要領、各教科の道徳、外国語云々かんぬんというのがあって、その締めとしてですね、もう一つやはり長崎市さんらしいと申しますか。

被爆地である長崎市の特長を生かして、被爆体験を継承し、平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努めるというふうな、こういうものを持つてるんですね。

長与町も被爆地でありますので、是非、広島の方に行かれるということでもありますので、やはりですねその中では、自分たちは被爆は体験してないけども、原爆というなこんなに大変なことなんだよということ自分の力で発信できる子供に、育てると言いますかね、そういったもの、方向性、先ほど継承とおっしゃったので含まれるのかもしれないけれども、是非このあたりを参考にはいかがかと思っております、この点はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい、まさに議員御指摘のとおりでございます。

従いまして今度広島に行くメンバーとしましてはですね、各中学校の生徒会あたりに呼びかけて、生徒会活

動の一環として、今おっしゃったような活動を発信できないかと、そういうふうを考えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

次にICT教育の推進についてというところで、お伺いをしたいというふうに思います。

この近くで言えば、佐賀県の高校がもう御承知だと思うんですけども、先進的にタブレットを導入しまして、ところが、いろんな問題が起こってるようなんですね。

ですから私もこういった点、やっぱり新しいものを取り込むときに、メリットとデメリットは当然あると思うんです。

それで、やはりいろんなメーカーさんなり、業者さんなりというのは、やはり意見は色々言うけれどもデメリットの点というのはなかなか、出さないんじゃないかと思うので、やはりそのあたりをよく調査して、デメリットを極力避けるというようなことが必要じゃないかというのが私の質問今回の質問の趣旨でございます。

それで、皆さんも御承知のことかと思えますけれども、若干紹介させていただきますけれども、佐賀県でのタブレット端末を導入高校で、タブレット端末を導入してみたけれども、さあ皆さん今からこの教材をダウンロードしてくださいということで言ったけれども、スムーズにいかずに、予定していた授業に支障が出たという事例があったそうであります。

これもやはり学校の計画の中から言えば、悪い方の影響じゃないのかなと思います。

こういった問題もあるということ。

それからもう一つが、これも私はびっくりしたんですけども、1年を経過したころに、皆さんが使ってるタブレットにインストールされてるこの教科書を削除してくださいという通知が出されたということで、教育現場が非常に混乱、困惑したという状況があります。

これ原因としましては、このデジタル教科書が1年間のライセンス契約だったということがありまして、そのことがうまく伝わってなかったのかどうかですね、そういったことがあったということで非常に教育現場が混乱をしたというような事があってるようであります。

また、今度東京のですね、これは東京の農工大学というんですかね、ここで、採用されたあるパソコンは、かなりの確率で故障が、もう本当欠陥品だったのかもしれないんですけども、高確率で故障があつて支障が出たというふうなことがあります。

私が言いたいのは、いろんなこの文明の力というのは、採用してですね、先ほどおっしゃったような、例えば立体のものを動かすというものは紙の媒体ではできないことなので、非常に教育的な効果はあると思うんですが、一方でそういった先進事例のデメリットの面も調査した上で、そういったものは長与町で教育に支障が起こらないような、そういう研究というのがきちとなされているのかどうか、今挙げたような点等々について、もし所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

私はこの話を聞いて安心しました。

このご質問は、タブレットをもっと入れろっていうふうなそういう趣旨かなと思ってたんですけども、全くそのとおりですね。

光と影の部分。

光の部分はかなりPRされますけども影の部分なかなか見えてこない。

私は、ICT活用は教育の手段であって目的ではない。

目的と手段を見誤らないようにしていかなければならないということで、慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、それでですね、もう1点ですね、ちょっと気がかりなのが、紙の媒体はですね、ここにインクで印字されてあるのを光が当たってその反射で読み取るわけなんですけれども、液晶画面とかタブレット等々になりますと、そのものが発光するというので、私も医学的な見地云々という全く知らないんですが、私自身がそれを使ってる中で非常によく目が疲れるんですよ。

それで、タブレットやパソコンというのは非常に便利なものではあるんですけども、例えばそういう視神経、ちょっと子供たちというのは、体の発達段階にあるものですから、例えば何分したら何分休憩しないといけないというような何らかのそういう子供の発達を守るための指針なりが必要じゃないかと思うんですが、そういうものがあるのかどうか、このあたりもし考えていらっしゃるのかどうかもしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

長期、長時間に渡る見るというのは、有害であるという報告が出されておりますし、まさに今日、今おっしゃったことは今日の新聞にQ&Aで載ってましてね。

これタイミングよくでたなと思いました。

朝日新聞の1面めくったところに。

コピーしてまいりました。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい。

実はですね、我々議会としてはですね、是非こういったタブレットはどんどん使っていきたいなというふうな、私もその1人なんですけれども。

教育長も私がタブレット使ってるの見た、御存知だと思うんですけども、決して否定するものでありませんが、十分考える必要もあるということを申し上げて、質問終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、安藤克彦議員の①、町の公共施設スポーツ、文化施設の運営と整備について。

②ふるさと納税への更なる取組についての質問を同時に許します。

6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは。

早速質問に入らせていただきます。

町の、今回私は大きく二つのテーマを掲げました。

1点目の町の公共施設（スポーツ・文化施設）の運営と整備について。

公共施設は経済成長と人口増加を背景として、1970年頃から増加を続けてきました。

しかし、高齢化社会の到来とそれに伴い大きな経済成長が見込まれなく現状では、これらの老朽化した公共施設を現在の姿のまま維持し続けることは、今後の町にとって大きな負担となり、真に必要な行政サービスにまで悪影響を及ぼしかねません。

また、古い時代に建設された施設はこれからの高齢化社会や、バリアフリーに対応できていない施設も多く見られるようで、今後を考えた運営と整備が必要と考え以下の質問をいたします。

1、老朽化した公共施設の再配置計画作成に向けてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

大きな二つ目としまして、ふるさと納税への更なる取組についてお伺いいたします。

ふるさと納税は、都道府県、市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。

自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となることがポイントです。

平成27年度税制改正大綱によれば、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充され、給与所得者の確定申告を省略する制度、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。

このことにより、今年度からはふるさと納税を利用する際の手続上のハードルも下がり、利用者及び寄附金額が増加することが予想されます。

今こそ、自主財源確保のためにもふるさと納税募集に更なる努力をすべきだと考え、以下の質問をいたします。

1、ふるさと納税の実績と現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2つ目に、ふるさと納税増収のため、地域経済活性化のため、更なる取組ができないか、お伺いいたします。

以上よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目の老朽化した公共施設の再配置計画作成についてというご質問でございます。

過去に建設されました公共施設がですね、これから大量にですね、更新時期を迎えるということがあります。

その一方でですね、その一方で、今後の地方公共団体の財政状況というのがいっそう厳しく、また人口減少や少子高齢化による公共施設に対する利用需要が変化していくと。

そういったことが見込まれる中でですね、国は地方に対しまして公共施設を中長期的にマネジメントしていく公共施設等総合管理計画との策定をですね、実は地方の方に求めているわけがございます。

その目的には、長期的視点による老朽化対策、適切な維持管理、修繕、コストの縮減、平準化とともに議員ご指摘の更新・統廃合といった再配置の観点も含まれておるわけでありまして。

町といたしましては、国が示しております平成28年度の期限までに、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を策定し、道路・橋梁などのインフラや庁舎、学校、スポーツ、文化施設等についての各所管が作成する個別計画の取りまとめなどを行いまして、必要に応じ、施設の整備・再配置等についても検討してまいりたいというふうに考えております。

2番目1点目のふるさと納税の実績の現状についての御質問でございます。

ふるさと納税の3年間の実績を申し上げますと、平成24年度が3件の17万円。

25年度が3件の14万円、26年度が8件の24万円となっております。

また平成26年度からでございますけれども、寄付を頂いた方に対しまして、みかんやいちじくジャムなどお気持ち程度の謝礼の品を送っておるところでございます。

次に、2点目のふるさと納税増収のため、地域経済活性化のための更なる取組という御質問でございます。

議員ご指摘のとおり、平成27年度から控除限度額の上限の拡充及び申告手続の簡素化がなされております。

またそれと同時に返礼品送付への対応につきましては、寄付額に対して返戻割合の高い返礼品は行わないようにと国からの通知で示されているところでございます。

現在本町では、あくまでも寄付ということを前提に、他市町村のような際立った取り組みは行ってきておりません。

なお、寄付者への謝礼につきましては、先ほども答弁をしましたように昨年度から、こちらの方で品物を選んで、お気持ちをお返しするという視点で対応している状況でございます。

今後の取り組みといたしましては、若干件数的に増加傾向でございます。

寄付の申し込みを頂いた時に、寄付者がですね、希望の品を選択できる地元の特産品を載せたパンフレットなどを作成いたしまして、振込用紙などと一緒に寄付を頂いた方にお送りするなど、取り組みの更なる充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、ありがとうございます。

それではまず順を追ってですね、一つ目の公共施設の運営と整備についての方から再質問に入らせていただきます。

ここで、老朽化した公共施設の、私は再配置計画ということをお伺いしたんですけれども、答弁の中では、総合管理計画という文言が出てきました。

この総合管理計画につきましては、同僚議員と申し上げていいのか、さきの議会のときにですね、から、総合管理計画についての質問がありまして、対応していきたいと、いかなければいけない、というふうに答弁が出たと思います。

まずちょっと確認なんですけれども、そのときの答弁の中でですね、平成26年度までに国から作成をするように言われているというふうな答弁が、私、議事録確認したらあったんですけれども、今回は、平成28年度というふうな答弁となっておりますけれども、その相違、違いですね、これについて、御説明いただきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

総合管理計画につきましては、昨年ですね、2度ほど一般質問を受けたところでございます。

その中で26年度という事が出てまいりましたけれども、これにつきましては、昨年、総務省のほうからそういった計画をつくるようにという要請があったということでございます。

その中で、2016年、平成28年までに、できるだけつくりなさい、というようなことがあったということで、先ほどの答弁にありましたのはその期限ということで、28年ということを申し上げました。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、わかりました。

それでは、実際この総合管理計画に向けて町はどのような今動きを行っているのか、そのところをお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

先ほど言いましたように、平成28年度までに総務省の方からつくりなさいという要請が来ておりまして、現在、策定に向けて、準備を進めていると、いうところでございますけれども、一つはですね、施設をこれからどうしていくか。

ということにつきまして、まず基本となりますのが、今後の人口の推移というところが1番の基礎ということになってまいりますので、先日来お話をしております人口ビジョンでございますけれども、これによって、本町の人口がどう動いていくのか、また、年齢層がどうなっていくのか、そういったところを今年度においては人口ビジョンの策定を行いたいと。

それをもちまして、来年度、計画の策定を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

そうですね、国からもそのいわゆる人口に関するビジョンをちゃんと示した上での作成を求められておりますので、当然必要な、特にその1年とかでできるものではないと思うんですよ。

ですので、遅れることのないように進めていただきたいんですけども、この総合管理計画の中には先ほどよりインフラ関係もすべて含まれているということで、道路とか橋梁とか、上下水道関係も含まれたものであります。

私、今回通告していたのは、町の公共施設ですね。

いわゆる箱物について、ちょっと絞って、お伺いしていきたいんですけども。

この総合管理計画を作成する上で、作成するのは当然町がつくるんでしょうけども、ここに住民の声を反映させることができるのか、ということですね。

作成が、例えばコンサルかなんかがされるとなればなかなか、難しいのではないかと思います。

というのは、私が示している公共施設の再配置計画、これは大きな市町村ではつくっているところもあります。

全国的にインターネット等で調べても、ホームページ等でかなりの市町村で公開されているんですが、必ずここには、住民の声を入れているんですよ。

なぜかという、先ほど前座の話の中でもしたんですけどもいわゆる古い時代に建設されたものをこれから、拡充するっていうことはもう今の財政には不可能なわけで、ですので、何らかしら住民に負担をしていただいて、そしてみんなが使いやすいこれからの公共施設をつくっていかねばいけません、っていうスタンスだと思うんですよ。

ですので、となりますと当然、いわゆるこういったことに対しましては、全体では賛成だけでも、個別には

反対という声が必ずでてくると思うんですね。

今回の図書館の件もそうだったと思います。

図書館の建て替えには賛成なんだけど、場所についてはやはり地元の方、地域の方、個々の声が大きく上がってくると。

いうふうなことだと思いますので、まず、この総合管理計画の中に、住民の声をどのように反映されるのか、反映されないのか。

そこよろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針というのが、平成26年の4月22日付けで総務省から出されております。

それにはですね、事細かくですね、どういった観点でどういった手順で策定を進めるのかということが示されております。

その中に議会や住民との情報共有等という項目がございます、ちょっと読ませていただきます。

個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ、策定することが望ましいものであること、とはっきり明言されております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、その最後は、望ましいこと、となってるんですね。

ですので、ここで私があえてわかったことをお聞きしているんですけども、当然きちとした形で、情報公開を行いながら、あるいは住民の声を吸い上げながら、当然議会も住民の代表なんですけれども、そのところをしっかりと、念を押しておきたいと思います。

総合管理計画を作成した後に、また再配置計画というふうなことになるかもしれません。

まだよくわかりませんが、当然これからですね、老朽化してくる公共施設、当然扶助費の増大とともに、すべてを現状のまま維持していくのは不可能だと思いますので、しっかりとした町の対応をこれから望みたいと思います。

それではですね、ちょっと個別にですね、公共施設についてちょっとお尋ねしていきたいと思いますんですけども、まず、今建設の、町長が建設用地を決定されました図書館についてですけども、現在のところ、基本構想とか、パブリックコメントというのは我々も存じ上げておるんですけども、今後の予定というのを少し伺いできますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今後の予定ということでございますけども、基本構想の中にも明示しておりますけども、多額の経費がかかる事業でございます。

どうしてもあの今、箱物につきましては、補助制度というのがかなり厳しいものでございます。

今現在の都市整備課が所管しております事業の中で、適正化立地計画等々ございます。

その計画の策定に向けて、準備をしているという段階でございます。

なにぶんにも、経費的に見ると、かなりかかります。

それと今言った、計画の方が1番、補助率が今ある中では、1番いいなど。

また、用地についても補助があるということで、それについて、県等々とも協議をしながら、計画の作成に向けて、今準備をしてるところでございます。

ですから、これが確定してから具体的に進んでいかざるを得ないのかなという思いでおります。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、わかりました。

それでは、もう一つ、図書館についてですけれども。

基本構想の中でもあったんですけど、建設スケジュールという項目があるんですけども、この中に初年度することとして、国庫補助事業採択の分、計画立案が今ご説明があったので、いいかなと思うんですけども。

新図書館建設準備室の設置という項目がございます。

これについては現在どのように進めるのか、あるいは今後どのように進んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先ほど答弁しましたように、補助の採択要件、かなりハードルが高いものがございます。

で、そこが具体化した段階で準備室等々については設置をしようかな、っていうのが、準備室を作って、もう具体的にこれをこうしてということやっていった場合に、事業費がどれくらいに膨れ上がるのか、そのうちどれくらい補助の採択ができるのかっていうことで、手戻りになってもいいけませんので、一定、補助の見込みが立った段階で、それに準備室等々の設置には着手していきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

目安としていつぐらいになりそうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

町の財政計画等々もありますので、今の段階で、いつっていう名言は控えさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

しつこいようですけど、今年度はもう無理と。

難しいと。

いう感じでいいでしょうか。

年度でもいいのでね。

今年度、来年度でいいと思うんですよね、回答としては。

いただけますか。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

準備室の設置についてですか。

準備室の設置につきましては、今年度はまず、今計画をまずつくり上げなければいけませんので、それができた後ということになりますので。

それとあと、町の財政的な面も考えますと、今年度というのはまず無理ではなかろうかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

財政的なことっておっしゃいますけれども、もうそれは最初からわかってたことですよ。

財政が好転するっていうことは、そこまでないわけですよ。

でも、こういった形でこれ出されたのが、27年3月ですかね、基本構想。

もう早速、何か月もたないうちに、初年度の計画から少しずれ込むということ。

もう少しですね、スピード感を持って。

当然わかります。

財政が厳しいのはわかります。

ただ、もういきなり3カ月も経たないうちに、もういきなり無理なのかなって、という、この予定には6年目には開館というふうになってますけれども、そこすら疑わざるを得なくなります。

町民はすごく、今まで図書館を我慢していただき、楽しみにもしているわけですよ。

ですので、ぜひともですね、スピード感を持って、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次にですね、まず個別の施設についてお伺いしていきますけれども。

天満宮公園グラウンドについて、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

天満宮公園とグラウンドといいますと、町民の方からですね、住宅地の中にあるということで、広く利用されている場所なんですけれども。

ここの整備状況ですね、普段どんな整備をされているのか。

樹木とか、草の刈り払いというのはわかるんですけども、近年ここの公園グラウンドをどのような整備をされたのか、ちょっとお伺ひいたします。

○議長（内村博法議員）

山口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

天満宮公園につきましては、バグネットを備えたソフトボール等ができる施設になってるわけなんですけれども。

多分、議員がおっしゃっておられることは、表土ですね、あれが雨とかでかなり流出して、ちょっと小石が出て、ちょっと危ないところもあるということで伺っております。

ところが、ちょっとあそこが御存知のように階段で上って行って、管理道路も狭い道路があるんですけども、なかなかそこに乗り入れる大きなダンプが乗入れられないということで、先日そういう要望もございましたね、主要なところですね、例えばバッターボックスとか、内野のあたりについては表土をですね、幾らか補充したところでございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、そうですね、それもあつたんですけども。

確かにあそこはたくさんいろんなスポーツでラグビーもサッカーもされているようなんですけども、表土がもうめくれて石がでています。

危険じゃないか。

あるいはもう一つですね、Bコート、奥側ですね、の一塁側の奥はもう雨が降ると、とてもとても雨上がりには、もうなんていうんですかね、昨日も私ちょうど雨上がりで、議会終わって、夕方天気が良い状態で見に行ったんですけど、もう、いわゆる側溝が機能していないと。

いう状況でした。

あそこは横に草、上から落葉とかあつて詰まるのか、あるいは表土が流れていってたまってるのか、ですけども、私もあそこの天満宮公園グラウンドを使わせていただくんですけども、利用者の方からも、とにかく雨が降った翌日でもあそこにボールが行くと大変かとよ、と。

いう話をお伺いします。

何とかならないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

確かにですね、あそこの天満宮公園自体が昭和51年に供用開始をした古い施設でございます。

10年20年前、私たちも使ってたんですが、確かにあちらの方は切土で水が出てきて、随分前から確かに水はけがあまりよくないということですが、周りの側溝についてはですね、ちょっと、よく見まして泥上げ等をしてですね、できる限り排水がスムーズに行えるようには対処していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、もう一点天満宮公園ですけども。

これは、前期の議員もよくおっしゃってたんですけども、トイレですね。

水洗ではあるんですけども、もうとてもとても入りたくない感じのトイレだと思います。

この件はですね、もう所管もわかってらっしゃると思うんですけども、何とかですね、いわゆる利用者に気持ちよく使っていただく、当然バリアフリーにもあそこは全く対応されておりませんので、そのところは、今後ですね、いろいろと検討していただきたいと思います。

次にですね、もう一つですけども。

長与の体育館に移りますけれども、長与町の体育館ですね。

立派な体育館で、あそこの体育館、体育施設はですね、広く多くの方から利用されていると思います。

土日、休日、平日でも、たくさんの方がいらっしゃいます。

あそこの体育館は、大きな大会の開かれるようになっております。

で、実はですね。

昨年度の末に、長与で、バスケットボールの小学校のバスケットボールの大会がありました。

あそこは結局、大人のバスケットボールは2面とれるんですけども、子供のバスケットボールをとろうとすると、リングが稼働式、上下可動式でないために、移動式のバスケットゴールが一对ありますので、そのバスケットゴール一对を持って行って、1面しか、小学生の大会ってとれないんですよ。

あんなに立派な体育館がありながら。

いわゆる大きな小学生の大会、郡の大会とかするときに、1面しかとれない。

という状況になってます。

そのところですね、改善、せっかく立派な体育館があるのに、結局長与小学校の体育館の方が面数がとれるわけですね。

そのところの改善、これはですねバスケットボール協会からとかいろんな方から要望があつてと思うんですけど、今後、ちょっとどのようにか対応ができないものか、お伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

山口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

おっしゃるところはよく理解をいたしております。

リングが2コート分、4つ観覧席の何と言いますかね、コンクリートのところに、アンカーを打って、取り付けてあって、稼働式になって畳めたり延ばしたりできるようになっております。

ところがあれがほかの施設のバスケットボールとすると、ちょっとアームが長いということで、ちょっと強度的に懸念があるというようなことも話を聞いております。

ただ、ほかの学校の施設の体育館では上下に稼働する機能がついているリングもございます。

また、先ほど言われました稼働式の倉庫にしまって、そういうときに使う、稼働式のゴールなんですけれども、あれもですね、かなり高価で、1,000万前後。

一対ですね、すると言われておりますので、一つは購入してますから、あれも、無駄がないように使いたいというのがあります。

そう考えると2コートあるうちの1コートでもですね、技術的にOKであれば、その稼働式にということも今考えてるところではございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい、ありがとうございます。

1,000万するのはわかっているんですが、そんなに高価じゃないものもあるわけですね。数十万で買えるものもあるし。

ある方が言うには私たちが買って寄付しようかって。

それば置いてくれるならっていう話もございました。

そのところですね。

総合計画の中にこういった項目がありまして。

率先してすることということで各種スポーツ施設及び管理運営体制の充実を図り、既存施設の有効利用を図ります。

まさに既存施設の有効利用だと思うんですね。

今の答弁いただきましたんで、今後の検討をよろしくお願いします。

それと、同じように総合計画の中に学校内のバリアフリー化というのがございます。

先日、長与町内の運動会が行われました。

小学校のですね。

が、車いすの方がこられたときに、いわゆる、トイレに行っても用を足しにくい、というお話がありました。

これは、学校の先生とかからも聞くんですけど、学校のトイレっていうのはなかなかそういったのに今対応してない施設が多い。

ということだと思います。

その点ですね、今後いわゆる体育館等もそうですね。

学校の体育館、いわゆるスポーツ施設としてお借りした場合、学校の体育館の中には障害者用のトイレあるいは多目的トイレとか、今で言えば、和式便座しかないところもございます。

そういったことの対応ですね、今後、当然教育委員会としても考えていかないといけないと思うんですけども、答弁いただきますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田教育総務課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

現在小中学校でのバリアフリーということなんですけれども、洋式トイレの方は学校内には設置をしております。

あと体育館の方につきましては、長与小体育館、あと、高田中の体育館の方に障害者用トイレっていうのを設置しております。

残りの6校についてはありませんけれども、今後予算等検討しながら、計画していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい。

ぜひ調整予算措置の方ですね、お願いできればと思います。

もう教育委員会だけでは、多分どうしようもないことですので。

それでは、この件につきましては以上にして。

次にですね、ふるさと納税につきまして、進めさせていただきたいと思っております。

実はふるさと納税、私3回目の質問、もうしつこいなと多分思われたと思うんですけども、なかなか最後、前向きな回答が得られております。

現状からちょっと、分析というかですね、お話ししていきたいんですけども。

当初私が一般質問をさせていただいた時、平成24年の4月だったと思うんですけども、このときは県内で6市町村がふるさと納税に対してお礼の品をお返ししておりました。

その後、平成26年9月に質問した段階では、ほぼ1年ちょっと、1年半ぐらいですかね。

13市町村に増えました。

このときには長与町もふるさと納税のお礼の品を出すということで始めたところでありました。

そして、現在では県内で17市町村が行われております。

特に皆さんの耳に入っている、あるいは新聞テレビ等賑わしているのは平戸市の取り組みだと思います。

平戸市は、平成25年度には3,910万円。

これが最初に始めたころなんですけれども、昨年度は、12億ですかね。

14億ですかね、すいません、とりあえずそのぐらいの数字、そのぐらいの実績を上げたということ。

いわゆる個人住民税をもう既に上回っていると。

自主財源の確保に多大な貢献をしているというふうに向っております。

まず一つ目ですけども、ふるさと納税のお礼の品をこれから拡充していくという答弁だったと思うんですけども、まずその答弁で、その理解で間違いはないんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい。

これまでですね、議員さんのほうから過去2回ほど質問をいただいております。

その時とですね、町としてのスタンスというのはもう大々的にはやらないと。

ということで、変わっておりません。

ただ今回、議員さんの、前回の質問の指摘にありましたように、長与町ではどういった品物を寄付者へ対して送るのかとかが全然見えない、あるいはホームページを見てもどうも何かつかみどころがない、わからない、指摘を受けましたもんですから、今回はちょっと、先ほど答弁いたしましたように、パンフレット、特産品のパンフレットをつくってお示ししようかなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい。

ということは、私がさっき理解していたようなのと違うのかなとちょっと思うんですけども。

ちょっと細かく聞いていきますね。

いわゆるお礼の品っていうのは、今までと変わらないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

これまではですね、こちらの方で選んで、みかん、いちじくですかね、そういったものを送ってたんですが、今から長与町の特産品、そういったいろんなものがありますので、そういったものをパンフレットを作ってホームページ等でお知らせできればと思っております。

寄付者が選べるようにですね、したいと思っております。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、総務部長が言いましたことでありますけれども、基本的に長与町の出身者ということですね。

長与町を応援したいという人たちがいらっしゃいます。

ふるさと納税ありますので、そういった方々のためにですね、我々はもうちょっと充実させて、分かりやすいことをしなくちゃいけないということと、品数も増やせれば増やしていきたいと。

ただですね、このふるさと納税というのは議員も御承知のとおり、プラスサムじゃなくてゼロサムなんですよ。

ここが増えたらこの自治体が減るんですよ。

で、プラスサムであればどんどん各地域やっていけるでしょうけど、ゼロサムというのは取るか取られるのことなんですよね。

やはり我々は本当に純粋な気持ちでこの町を応援したいと、長与町を応援したいという人たちのためにですね、こういったものはやるわけでありまして、例えばそれがもうカタログ販売とかですね、通販みたいになっちゃったらですね、それはちょっと、展開としておかしいんじゃないかなと。

そういうなこと考えておりませんが。

ただ、長与町を応援してくれる人たちのために、充実していきたいと、そういうことで理解していただきました。

いと思っています。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

そうですか。

ということは、増やすための政策ではないということ。

で、理解しているんですかね。

ふるさと納税をたくさんしていただく、ふるさと納税と言いますけどいわゆる寄附金ですよ、たくさんしていただくというための、今おっしゃった取り組みではない、ということによるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい。

自主財源の確保を念頭において取り組んでいこうというものではございません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい。

そうとなれば、ちょっと私の質問の方法が変わってくるんですけども。

これ毎回お聞きしますけれども、受けた額というのは先ほどお聞きしたんですけども、当然町から出ていく額というのがあると思います。

とったとられるという、いわゆる町長は言い方をされたんですけども、いわゆる、これは還付するってなるんですかね。

当然、長与町の方が他市町村にふるさと納税を納めると、当然個人住民税から還付をしなきゃいけないわけですよ。

還付というか、いわゆる減らさなきゃいけない。

ということで、長与町がどのくらい昨年度出しているのか。

年度でいくのか年でいくのかちょっとよくわかりませんが、その数字を教えてください。

○総務部長（荒木重臣君）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、26年度で44万362円でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

毎回言ってるんですけども、いただく額よりも出る額が多いというのは現状ですよ。

これから今年度も、いわゆる控除額が2倍になりますので、当然、増えていくというのが予想されると思います。

それでも長与町はしないんですかね。

せっかくなるとたくさん皆さんにいただいて、あるいは、産業振興の面からも、これは有効だと思うんですよ。

当然いただいた額の通常、ほかの市町村ではだいたい半分程度のお礼の品、半額というんですかね、金額の半分程度お礼の品を与えています。

その半分程度のお礼の品っていうのはどこの市町村でも、地元の産業振興を考えて、地元の特産品であったり、地元の産業であったり、あるいは地元の観光資源であったりっていうふうになっていると思うんですよね。

そういったことを考えると、これからどンドンドンドン拡充をして、例えば、1,000万いただければ、500万は、町の産業振興のために使えるわけですよね。

そういった発想の転換、できないでしょうかね。

いわゆる気持ちの、前回の議会で私が言いましたように、きれいごとだと思うんですよね。

1番最初は、各町村長会で、お互い止めましょうって言ったと。

でも実際はやっている自治体が出てきた。

最初は6だった。

だんだんだんだん増えて今はもう半分以上がしている。

その中で、平戸市みたいなのところもあれば、南島原市みたいなのところがある、たくさんいただいているところもある。

でも長与町はしませんよ。

それでいいんですか、実際に。

どうでしょう。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

今、安藤議員から御指摘がありましたように、以前私も建前論でふるさと納税とは、本来の目的がこういうことだよ、ということで答弁したかと思います。

ただ、近隣の状況も、私も把握しております。

先ほど直接的に自主財源云々ということだったんですけども、後半でおっしゃたようにですね、町内の地場産業の育成ということでですね、燻製屋さんとかいろいろあります。

それと、今度は地方創生で加工所をどうにかしようという考えもあります。

そうするとオリーブオイル等々出てきますので、そういうのをお礼の品の中に入れて、パンフレットも、これはお礼の品用ではないんですけども、長与のいろんなスイーツとかパンフレットもあります。

これを見ると、それなりに目を引く品物もあるのかなと思いますので。

本来の趣旨はあくまでも地域の応援ということでございますけども、先ほど議員がおっしゃったように、指を銜えて見ているわけにもいかないかと思います。

ですから、地場産業の育成につながるような返礼の品物といいますか。

そういうリンクしたものをですね、主に今後は答弁でもありましたように、拡充をしていきたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ちょっとこう、どっちを信じていいかわからないような答弁というのは理解していただきますでしょうか。拡充をするのか、でも、別に一財確保のためじゃないよっていう答弁もあり、私の中で今どっちなんだろうって。

このまま本当はもうやりますって言えば終わってもいいんですけども。

ちょっとまだ終われない状況がございます。

それでは、町長にお聞きしますが、

時津町の現在の取り組み、

町長ですよ。

時津町の現在の取り組み、御存知ですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、こういった程度でやってるかは内容については存知あげてませんが、ただ、金額が随分あがってるということは伺っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい。

時津の吉田町長も最初は、同じような答弁だったそうです。

寄附金をもらうのに対してお礼の品を贈るっていうのは、

そういったお考えだったようです。

議会答弁の中にはですね、

ただ、昨年の12月に、私時津に調査をしたときに、12月に時津、いわゆる独断で、町長の方から指示があり実際に動き出したのが12月の終わりだったようですけれども、それから2カ月程度ですと、もうつくり上げてしまったんですね。

時津の町、当然、お礼の品をたくさん準備しています。

まだまだ他の市町村に比べたら、充実している市町村に比べたらまだまだでしょうけども、時津なりに頑張ってる、たった二、三カ月で、開始をして、実績はもう町長が今かなり上がってるということ。

二カ月間で700万円の実績が上がっているようです。

ということは、やる気があればそれだけ本当にこう皆さんから応援してもらえるんですね。

いただくという、寄附をいただくというのは応援して下さるんですから。

では、もっともっと頑張る寄附をいただければ、財源がない財源がないと言ってるけども、天満宮公園だってもっときれいになるかもしれないじゃないですか。

他の施設もきれいになるじゃないですか。

いかがですかね。

もっとう目線を変えませんかね。

本当に金額目標で、平戸とかも金額の目標を掲げてますよね、大きく。

そのために職員の方も、担当された職員は本当に頑張ってると思いますよ。

長与町も、若い職員に任せて、目標を決めて、産業振興のために、一財確保のために、町民の幸せのためにがんばれないでしょうか。

もう一回お願いします、答弁。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

このふるさと納税ですと、いろんな形で、例えば平戸みたいなのところもあるでしょう。

そういったことで、ふるさと納税をされた方が最初は本当に自分の気持ちで、この町をふるさとであると、あるいは地元を応援をしたいというところでされたと思うんですけども、今は商品だけがひとり歩きしているということですね、その地域に何の関係がない人が、ただ商品を目当てに買う。

それはもうまさしく通販でありカタログショップなんですよ、そこをやると。

我々はふるさと納税っていうのは、やはり、このふるさとを応援してもらいたいということをですね、基本においてます。

だから、そういった商品合戦になるのがいかにかなものかと思っております。

そして、我々がエネルギーをかけるところは違うんじゃないかと。

もっと町を良くするためにエネルギーをかけ方が違うんじゃないかと。

そういうことじゃなくて、やはりそこに住む人たちがいかにしたら、住みやすく良くなるか、例えば子育てがどうなのか、あるいは老人たちはどうなのか。

そういったものに精力をかけていくというのを我々はやっていけばいいんじゃないかと。

そして、そういったことをやればやるほど今度は人を雇わんといかんわけですよ。

そういった人権費もかかるでしょう。

そして、そういった地方やってるところはですね、旅館もあつたりとか、いろんな商品もあつたりとか、いうところが多いところじゃないかなっていうふうにも思います。

そして先ほど言いましたように、これはあくまでもプラスサムじゃなくてゼロサムだと。

そういうことですね、あんまりこれをあおってやっていいものかと私は思います。

ただ先ほど言いましたように、応援をしてくれる人のところに対してはね、やっぱりこういったものもありますから、その分に対してはきちっとした形の充実した形ですね、お知らせをしていきたくというふうに思っています。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○町長（吉田慎一君）

言ってること矛盾してる、と私は思います。

もうしないならしないと言ってくれたほうがもっと気持ちいいんですよ。

やりますやります、やってる、実際やりはじめました。

私のこういった質問したからしれません。

でも、そしてまた、これからいろんな特産品を拡充していきます。

でも、っていう今の町長の答弁ですよ。

どうなんでしょか。

また町長は何にも関係ない人が品物めあてに、とおっしゃるんですけども、ふるさと納税の他の税と違うところは、いわゆる多くの市町村で用途を限定できるわけですよ。

いわゆる寄付をした方がどういった用途で使ってほしいというのを指定することが可能ですので、何の関係もない人が、というその言い方ですね。

いかがでしょうか。

私は疑問に思います。

えっと、そうですね、もう町長がやりたいという気持ちがないのなら私はこれ以上ちょっと一般質問を続けても仕方ないと思うんですけども。

1点ですね、1点だけ質問したいんですけども、以前もちょっと所管の委員会の中では質問させていただいたんですけども、これを今が担当が総務課になるんでしょうか。

あるいは財務課になるのでしょうか。

ちょっとよくわからないんですけども、そこをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

現在ですね、税務課の方で担当しております。

また、税務課ですけど、これから機構改革と予定しておりますので、今のところは税務課で担当しております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これはですね、担当課をですね、変えた方がいいんじゃないかなど。

税務課とかはお金をいただく方ですよ。

いわゆる税を徴収する側。

ふるさと納税は当然税をいただく側なんですけれども、その反面そのお礼の品を出すということは出す側になりますので。

産業振興とかっていうことを考えると、やはり企画部内にそういったものを置いていただくのがいいんじゃないかと。

時津も当然最初は、財務課かどこか、そちらの担当で。

そのあと、建設部の産業振興課ですかね、に移管をしたとお伺いしておりますので。

これから進めるか進めないかは、私はもう町長の、後は判断だと思うんですけども。

できたらそういったやり方があるんじゃないかと思います。

あとは、時津とかですね、私も視察等で伺わせていただいて、皆さんはたくさん集めたいという気持ちで取り組んでらっしゃいました。

そんなところでは、やはりクレジットカード納付。

ですね、納付をしやすい環境をつくる。

いわゆる税の納付をしやすい関係ということでコンビニ納付が始まりましたけれども、やはり納付をしやすい環境を作るってのが一つ。

それと、いわゆるポータルサイトを活用するっていうのは、時津はまさに言っていました。

契約した途端にどんと、寄付をいただいたと、ですね。

それともう一つ、長与に、これは要望なんですけれども、やはりふるさと納税の7番目までメニューがあるんですけども、この金額がどのように使われたっていうのが、まだホームページ上でははっきりとしません。

ですので、用途を明確にするということですね。

これは平戸なんかはすごいです。

もうホームページでご覧になったらわかると思うんですけども、何に幾ら使われましたまではっきりと写真つきで紹介されております。

ですので、やはりいただいた寄附金、ですね。

ただ通販で物を買ったお金ではありません。

いただいた寄附金になりますので、しっかりとそういった用途を明確にするということを要望したいと思います。

ちょっと早いですけれども、以上終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時20分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、河野龍二議員の①吉田町長の平和問題の考え方について。

②交通安全対策について。

③新図書館建設について。

の質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

本日最後になりました。

いましばらくお時間をいただきたいと思います。

私は、3点について質問いたします。

まず初めに吉田町長の平和問題の考え方について質問いたします。

安倍首相が進めている安保法制関連法案など集団的自衛権を具体化する取り組みは、日本を再び戦争する国へと、変貌させようとしています。

この間、歴代の長与町長は、核兵器廃絶宣言など平和への取り組みに、年を追うごとに発展させてこられました。

現吉田町長も、それを受け継ぎ、平和事業の拡大など取り組んできた事は評価したいと思います。

しかし、現在政府の動きは大変危険であり、このまま黙って看過することはできないと私は思います。

これまでも、国政や国防問題をこの長与町議会で質問した時に、その時の答弁は、国会での慎重な議論を見守りたいとの傍観の姿勢で、自らの使命である町民の暮らしを守る立場からの発言はありませんでした。

果たして、それでよいのでしょうか。

改めて町長に質問いたします。

(1) いま、進められている、安保法制関連法案などの動きにどのように思われますか。

(2) 町民の平和、長与町の平和を守るための町長としての、発信をすべきではありませんか。

(3) 今後の平和事業をどの様に発展させ、継続していく考えか質問いたします。

二つ目の大きな質問2、交通安全対策について質問いたします。

本町の朝夕ならびに、不定期の渋滞が各所で見られます。

渋滞解消と共に、関係する地域の安全対策が必要と思いますので、以下のとおり質問いたします。

(1) 百合野団地の打坂方面に向かう道路が混雑し、改善の声がたくさん聞かれます。

これまでも取り組んできた課題と思われませんが、現状の改善策及び取り組み状況はどうなっていますか。

(2) 長与駅西側県道の渋滞も解消が急がれる場所だと思います。

渋滞に伴い池山自治会団地内に渋滞を避けるために迂回をする車が入り、地元住民からの苦情の声があります。

特に通学路にもなっており、スピードを上げて進入してくるので危険であり何度も事故が起きているというお話も聞きました。

ゾーン30などの対策が必要ではないかお伺いいたします。

(3) 東高田町宮住宅入り口県道ですね、県道からの入り口ですね、は頻繁に事故が起こると聞いております。

現状、信号機がありますが、この交差点入り口とはずれた形で信号機が設置されております。

この入り口、東高田町営住宅入り口での信号機の設置が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。最後に、新図書館建設について質問いたします。

3月に行われました、長与町新図書館建設基本構想でのパブリックコメントの内容を見ますと、住民の皆さんの新図書館建設に対する合意が十分にとれていないと考えます。

このまま建設を進める考えでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、河野議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

1番目1点目の、今進められている安保法制関連法案などの動きにどのように思うのかという御質問でございます。

国会での議論には主体的に参画できないというのが、現実の実情でございます。

今後ともですね、加入しております日本非核宣言自治体協議会、あるいは平和首長会議等々連携しながらですね、平和行政を推進してまいりたいと思っております。

2点目の町民の平和、長与町の平和を守るための町長としての発信をすべきではないかということでございますけれども、被爆70周年の各種事業において、平和のメッセージを発信するとともに本町の被爆遺構を巡る平和ウォーキングを開催するなど、町内外への発信情報ができるような取り組みができないか検討しております。

また中学生を対象に8月6日の広島平和式典へ参加させるなど、平和都市との交流を行い、平和への思いを次世代へ継承していきたいというふうに思っております。

3番目の、今後の平和事業につきましては、被爆者の高齢化が進んでいる中、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代へ継承する事が、今を生きる私たちの責務と考えておるところでございます。

今後は、いかにして継続していくかが重要でありまして、学校での平和教育、あるいは平和コンサートなどを通して、若い世代に平和への思いを伝えていきたいと思うのと、それと同時に、関係部署と協議を重ねながら、この平和事業に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

2番目1点目のですね、百合野団地の打坂方面道路の混雑改善策についてということでございますけれども、長与町側におきましては、拡幅済みでございます。

担当課から長崎市へ確認を行いましたところ、長崎市道路建設課の所管になっております。

現在の取組状況をお尋ねしましたところ、市の単独事業で打坂バス停側から用地交渉を行っていますが、なかなか進まない。

来年度事業につきましても来年度につきましても、明言できないというような回答をいただいております。

町としましても国道206号への重要な路線と考えておりますので、少しでも早く全線拡幅できるよう要望してまいりたいというふうに思っております。

2点目の渋滞を避けて迂回する道路のゾーン30などの対策についてでございます。

現在のところゾーン30の要望はうけておりませんが、停止線や看板等で注意喚起を行っておるところであります。

速度規制につきましては現在設けていませんが、関係機関と協議を進めて今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の、東高田町営住宅入口県道への信号機の設置でございます。

信号機の設置につきましては、議員ご承知のとおり、地元自治会等の要望により時津警察署へ信号機設置の要望しているところでございます。

ご指摘の箇所につきましては、現在までのところ要望はでておりませんが、県道33号線の車の交通量が多いことは認識しております。

また警察庁が出しております信号機設置の指針の中で必要条件といたしまして、数値的に主道路の1時間の自動車等往復交通量が原則として300台以上、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることなどの条件が示されておるところであります。

同地点付近には横断歩道用の信号機が設置されており、近接での設置が可能なのかということもあるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、今後の地元の動向を見守りながら、時津警察署への要望も含め対応をしていきたいと思っております。

次に3点目の新図書館建設についてのご質問でございます。

新図書館の建設及び、建設場所につきましては、順次段階を踏んで決定してきたところでございます。

これまで、ご説明をまいりましたが、町内全域の方が利用できるような多機能的な施設の建設を考えると、現在地では狭隘であることを踏まえ、現在の建設予定地を決定しておりますことは、度々ご説明させていただいたとおりでございます。

先般行いましたパブリックコメントでも、様々な意見があつて当然だと思っております。

寄せられたご意見を、基本構想策定委員会で検討していただき、新図書館建設の完成までの方向性を示した長与町新図書館整備基本構想を策定し、3月末に町長へ答申をいただいたところでございます。

また、寄せられましたご意見につきましても、検討の結果を公表し、ご理解をいただいているものと存じます。

今後は、土地の購入をはじめ建設費など国庫補助事業の活用を検討し、町の財政に負担をかけないよう十分考慮しながら、新図書館建設計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、国会での安保法制関連法案の動きに対してですが、ここでは先ほど町長は、国会の議論に参加できないということで、今後その非核自治体、平和首長会、こういうところで、平和事業を進めていきたいというふうに言われたんですかね。

結局この安保法制関連法案に対する、いろんなご意見をこうした団体を通して、発言をしていきたいというふうなお答えだったんでしょうか。

その辺がちょっとよくわからなかったんで、どういうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町は平和で安全な町宣言ということでしております。

平和への取り組みっていうのは、長与町独自でもやっておりますけれども、そういった関連団体、関連しているところの加入、平和首長会議等々ございますけど、そういった中と連携しているということは、平和への取り組みをですね、町内の取り組みを独自にこういった形と連携しながら進めていきたいということでござい

す。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それは、平和事業を取り組んでいきたい、こういう関連している組織と。

私が質問したのは、この安保関連法案の動きに対してどのように思われるのかということで。

その答弁は、国会の議論に参加できないので、どうなのかというところですね。

その辺はどう思われてるのかっていうのちょっとお伺いしたかったんですけども、国家の議論に参加できないけども、町長としては懸念してるんだとかですね、やっぱりこういう議論がされたら非常に平和の問題では、心配だというふうに思われてるのか。

ちょっとそこら辺までがよくわからなかった。

ですから、2回目に答えられたのはこうした組織の中でそういうこの動きに対していろんな意見を挙げていきたいというふうな思いじゃないんですよね。

ちょっともう1回確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私の立場上ですね、安保法制関連法案ついてですね、色々と申しあげる状況でもございませんし、私たちはやはり、安全と平和の町宣言をやっているところでございます。

これについての取り組みはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

いろいろ言う立場じゃないというところの答弁だというふうに思います。

冒頭私が通告したとおり、そういう形ですね、なかなか国会がされてる議論については、町長としても、意見を挟むべきじゃないというふうな考えかなというふうに思うんですが。

やはり私は、この間、昨日今日も含めてですけどね、平和事業の問題、この平和の問題を同僚議員も取り上げてきました。

冒頭ちょっと、ほかの同僚議員とも重なるところがありますけども、長与町は被爆地としてですね、あるわけです。

長崎県下で被爆地は長崎市と時津とこの長与だけ、三つだけですね。

全国でも、恐らく広島があそこ広島市だけだったと思うんですけども、いわゆる被爆を受けた被爆地ちゅうのは世界でもこの四つしかない。

この原子爆弾の被爆を受けたのが。

私はそこで、自治体を運営している、町が、私はそういう意味では、平和に対する考え方ちゅうのはそれなりの覚悟とですね決意が必要かなと。

いうふうに思ってます。

どうしても長崎市が中心となってですね。

いろんな世界的な会議に参加するだとか、いろんな発言を求められてるときは市長が中心になりますけども、私はそういうのが、クローズアップされなくても、被爆地の町長としては、一定のそういうどんな場面でもやっぱり平和に対する考え方ちゅうのをしっかり持つとかなないといけないというふうに思うわけです。

そういう意味では、やはりこの今議論されているこの法案というのは、非常に先ほども同僚議員から説明がありましたけども、平和を脅かす危険な法案だという意味では、私はその被爆地の町長として一定の平和を守る、通告でもありましたように町民の平和を守る、長与の平和を守るという意味では、一定のこの、私はそういう口を挟むべきではないという立場から、一つ、飛び越えて踏み出して、町長としてのこの平和に対する思いというのをですね、この問題でも語るべきではないかなというふうに思うんですけども。

その辺は、そういうことができないものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど申し上げましたように、長与町は、いわゆる核のない平和を願う町でございます。

そういう形ですと、私たちは平和につきましても、そういった今議論を進められておりますけども、私たちは私たち独自の平和を願う物としてですね、情報を発信していきたいと。

そのように思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか今の議論されてる法案に対する町長の思いというのが出てこないんですが。

町長の指示者の方にもね、恐らくいろんな考えの方がいらっしゃるというふうに思います。

そういうのも、遠慮してかなというところもあるんですが。

実はあの全国の首長がどういう態度をとってるかと、1例を挙げますと、名称を言いますと、東北6県市町村、市長村長九条の会連合というのがあるんですね。

ここで、この首町九条の会、というふうな会が、通称そう言われてるんですけども。

この方々が緊急アピールを、いわばこの安保法制関連法案のアピールを出しております。

そこを読み上げますと、全文読み上げると時間がかかりますんで、ちょっと抽出して読みますが。

そもそも私たちは、地方自治の確立こそ21世紀の国づくりの要であると信じ、市長村民のいのちとくらしを守ることを究極の使命とし、これは首長としてですね、これを脅かすものに身命を賭して立ち向かってまいりました。

市長村民のいのちとくらしを脅かす最大のものは、戦争です。

市長村民が戦火に巻き込まれ、戦争に駆り立てられることがないように、集団的自衛権の行使容認を撤回させ、憲法九条を守り活かさなければなりません、というふうな文言があります。

この長くまた続くんですが、ちょっと大事なところかもしれない、安倍晋三首相はこの1年間、閣議決定、与党協議、日米ガイドライン協議、日米首脳会談、米国議会での演説などに見られるとおり、憲法九条に背き世論に耳を閉ざし、あたかも高速道路を逆行するように、ひたすら集団的自衛権の行使容認に向けて止まるところがありません、いうふうに続いている。

各自治体の首長として、こういうアピールをしてるわけですね。

東北6県ですから、被爆地ではありませんけども、それでも首町の使命としてそこに住む住民のいのち、平和を守るためには、我々は身命を賭して、体を張って、それを守っていかねばならないと。

今まさに、このここにあるように、そういうところが脅かされようとしているという意味では、町長の使命として私はそういう立場に立つべきじゃないかなと。

いうふうに思うんですけども、改めてそういういろんな、冒頭言いました。

支持者の方がおられると思います。

ただやっぱりこの平和の問題というのはやっぱりその枠を飛び越えて、やはり取り組まなければならない部分だというふうに思いますんで。

町長の懸念してる思いがあれば、明らかにし、私はその声を上げるべきではないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先ほど申し上げましたようにですね、やっぱり命・平和を守るっていうのは全く同感でございます。

そういった形でですね、町独自の活動をきちっとした形でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もうこの問題では、追及はしませんけども、今、町独自でやってもね、国の法律が変わる中ではどんな町で努力しても、その平和を脅かすとする状況が生まれてくるわけですから、それをやっぱりストップさせるっていうふうなね、私はそこが首長としての使命の役割かなというふうに思いますんでですね。

なかなかそういう御意見が出てこなかったのは非常に残念ですけども、これ以上同じ質問してもですね、同じ答弁かなというふうに思いますんで。

先ほどちょっと出たいろんな平和の取り組みをしてる非核自治体宣言をしている自治体の協議会だとか、平和首長会、こういう中でもしこういうことができるようなですね、状況があればですね。

私はぜひ町長が率先してですね、そういう立場で発言していただきたいと。

いうことを要望してきたというふうに思います。

それでは、平和事業についてお伺いします。

平和事業もこの間、同僚議員が何度も質問してきましたので、重ならないように、お伺いしたいというふうに思います。

まずは私、この平和事業、通告書の中では、今後の平和事業というような形で質問させていただきましたが、この27年度の8月、70周年ということですけども、私はこの27年度8月だけにとどまる分ですね。

年間通してやっぱりこの平和事業というのを取り組んで、いい機会ではないかなと。

いうふうに思うんですよね。

町内の文化事業の中に平和コンサート等入ってるみたいですから、いろんなところで、文化事業が行われま
すし、そういう意味では、その中から平和を発信していくと。

いろんなスポーツ大会もあれば、学校行事もあるかもしれませんが。

そういうところでやはりその私はこの8月のこの9日までの、平和事業にとどまらなくて、年間年度を通してですね、平和事業に、平和を発信する年度にしたらどうかなというふうに思うんですけども。

その辺については、いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるようになりますね、私達は常に平和というのは常に思ってるわけでございます。

期間としたらちょうど原爆が落ちた日、或いは終戦の日、そういったものが1番ピンときやすいということ
でですね、そういったもので象徴的に啓蒙活動しているということで、気持ちはですね、やはりそういった平和
和に取り組む気持ちというのは年間を通じて変わらないわけでありませう。

ただ、そういった期間がですね、限定した期間の中でやらないと。

日常生活いろんなことがありますので、それだけで町のいろんな事業をやるというようなことも、あるいは学校の事業もやるというわけにもいかないでしょうし。

そういった面では啓蒙しながら、みなさんの心の中に植え付けていくと、こういったものが肝要ではないかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

特別に、事業を、可能ならばそうしていただければと思うんですけども。

私は長与町が行ういろんな行事・事業で、そこにやっぱり平和を発信していく何らかのなんでしょう、ポイントを入れると言いますかね、そういうのは可能じゃないですかね。

例えばいろんな形で行ってるときに、平和を発信していくと。

10月に運動会があります。

運動会でも、例えばそこに長与の非核宣言を皆さんに、プログラムの中に包み込んだりとかですね。

そういうので平和を発信していくと。

で、70周年記念銘打って被爆70周年記念平和運動会みたいなですよ。

そういうのでも、先ほど町長が言われたそのいろんな、今の安保法制にはいろいろ口挟むべきではないけども、平和を常々発信していきたいという意味では、私はそれは十分可能ではないかなというふうに思うんですけども。

だから新たな事業取り組みなさいと。

新たな事業できればきれいでいいですけども、今ある事業の中でもそういうのを取り組んでたらどうかというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

この被爆70年ですね、平和祈念事業につきましては、庁舎内の職員によりまして話し合いを持っております。

それでどんな事業ができるかということで、13項目案をつくりまして、部長会議に掛けまして、一応承認をいただいて、その中の二つぐらいは、今回の補整で挙げておりますリーフレットの作成とか、看板の設置、そういったものをするようにしております。

それから8月9日だけにこだわらずに、秋でしたらウォーキングとか冠をつけてやるとか、そういったのも案としてはいっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非、そういう部分が更に増やせるならですね、是非お願いしたいというふうに思います。

もう一つは、この間、同僚議員の質問も聞いて感じたところなんですが、平和事業を所管するのは、総務部なんですか。

文化事業は、教育委員会で行われますね。

で、記念式典は福祉課で行う。

私、ちょっと感じたんですけども長崎市は特にですね、平和推進みたいな課があってやられてると。

時津も恐らく企画課なんかやられてる部分じゃなかったかなというふうに思うんですよ。
私、かえって分散することですね、なかなか、非常にうまくいかない部分があるんじゃないかなと。
というのも、まずそこをどうですかね、町長ひとつそういう、やるなら企画課かどこかかなと。
まとめて、やっぱり平和事業を考えるというふうな部署をつくる必要性があるのでは。
今後も含めてですね、70年で終わりじゃなくて、今後もやっぱり先ほど言われた継続してやっていくとなると、いろんな部署で分けてやるんじゃないかと、そういうふうにはできないものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

それぞれですね、持ち場持ち場があると思うんですけど、今現在、総務課、それから教育委員会、福祉課。この70年の記念事業につきましても、その三課で話し合いを持っております。
それで取りまとめとして総務課の方でやっているという状況で、現在のところ特にこう不都合はあっていないとは思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

不都合ではないということですが、先ほどから出てますその長与町の平和で安全な町宣言ですね。
この中で、私も改めて、文書を同僚議員もちょっと読み上げましたけども、この中でですね、本当にこう崇高な文章で、後半にですね、町民とはうたってますけども、長与町民はこの理念の達成のためにというふうな形で、その平和の理念達成のために、ここで誇りを持って責任を持って平和の町を宣言すると。
理念を達成しようという呼びかけてるんですよ。
この宣言の中で。
そこでいろいろ調べたんですが、先ほども同僚議員から出ましたけど、平和事業の方針といいますか、ね。目的が、町長も先ほど答えていただきましたけど、継続して、若い人たちに平和の尊さを伝えていくというのが。
ただ、それは多分町長が答えられただけで、基本的に文書になってるものでも何でも無いと思うんですよ。そういう意味では平和事業のやっぱりこう、どういう形で取り組むかという取り組んでいくかという方針というのを、学校の方では、町独自じゃないけども、教育県教課ですか、ね、全体の中でそういう方針があるというふうな。
長与町としても平和事業取り組む中での、方針というのを持つべきじゃないかなと。
その中で、いろんな事業がやっぱり出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。
そこには、この宣言の中にも理念達成のためというふうに、やっぱり理念を達成させるためには、何をしていくかと。
そういう方針を持つべきで。
適当かどうかよくわからないんですが、私はそういうこの理念達成のためという言葉掲げると長与町の基本構想の中にでもですね、この平和事業という部分を、取り込んでいっていいんじゃないかなというふうに思うんですよ。
平和事業そのものは、多分入ってないと思います。
そうするとやっぱりそこに平和事業に取り組む姿勢というのは明らかにしなければならない。
そうなってくると私はどこかのやっぱりきちっとした、その取りまとめる企画をする場所が必要ではないか

など。

宣言に基づくとそういうのが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

改めてですから、やっぱりその方針を持つべきではないか。

方針を持つと、そういう、ちゃんとした部署で協議をして企画を立てていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんで。

改めて、やっぱりその今上特に困ってない。

その困ってないのは、申しわけないですけど、そうそう大変なことをしてないかな、と僕はそう思うんですよ。

例年やってきてることをしてるから、そう困ってない。

改めてやっぱり70年を迎えた後、何度も言いますが、一足踏み込んで、もっとこの平和事業をですね、発展させるという意味では、どのように発展させていくかという構えは必要だと思います。

思いますので、いかがでしょうかね、改めて、そういう平和事業の基本方針を持つべきではないかなというふうに思うんですけど。

そうなる部署がきちっとしてなってくるんじゃないかなというふうに思いますんで。

その辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

理念といいますか、継承していくということは大事だろうということを考えております。

ただ、先ほど言いましたけども、この平和事業っていいですか、平和の問題に関してはですね、総務課が主管でございます。

この平和事業するに当たって、関連のある教育委員会、福祉課と連携を図りながら、事業を推進しているということで。

主幹的に、平和に対しては、総務課が主管ということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

総務課が総務課で担当でいいと思うんですけども、そういう意味では、先ほど言う今後の平和事業の基本方針みたいなのをですね。

私は持つべきではないかなというふうに思うんですけども、その辺についていかがでしょう。

○14番（河野龍二議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

この宣言にありますように、引き継ぐことが今を生きる私たちに課せられた子孫に引き継ぐことが今を生きる我々に課せられた最大の責務ということでありますので、戦後70年被爆70年、現在元気でいられる方も数少なくなってきたということを考えると、継承していくということが、ここに書いてあるとおりで、そこを理念として進めていくべきではなかろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい。

だから今の事業で、というふうなお考えですかね。

なかなか私が望むところの答弁が返ってこないんですけども。

別に、ちょっと質問変えたいと思うんですけども。

私もこの平和事業の問題は、昨年でしたかね、質問させていただいて、その中では被爆者がだんだん亡くなっていくと。

○議長（内村博法議員）

携帯電話を切りくださいませんか。

○14番（河野龍二議員）

被爆者がだんだん亡くなっていくということで、いわゆる語り部の継承もですね、考えたらどうかというのを提案させていただいて、町長は、できないとは言ってなかったと思うんですよ。

そういうのも長崎市なんかそういうふうには被爆二世を対象にした語り部を育成していくということをされてる。

それも継承の一つだというふうに思うんですよ。

ただ、私はそういうのも出てくるのかなというふうに思ってたんですけども、それは70周年平和事業では出てきてこなかったと。

一方で継承していくっていうのは、子供さんが学校だとかというところで平和授業をしていくと。

いう部分が継承になるのかなというふうに思うんですが。

そういう意味ではもっと私は大きくね、いろいろの間、70年の記念事業を取り組みますということで、それはそれで私は非常に結構だと思うんですけども、もっと大きく取り組むべきものもあったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、なかなかそこら、きちっとしたこの継承なら継承という方針というのが明確になってない状況があるのではないかなと。

だから今、現状出されてるようなところに落ちついてるのかな、と私はそう思ってるわけです。

ですから、やはりその平和事業を継承していくなら継承していくで、どのように継承していくのかと単に学校だけの平和授業なのか、そこでとどまるのかと。

いうふうなものじゃなくて、やっぱり、そういうのを基本の方針として組み立てることによって、いろんな事業の発想が出てくるというふうに思うんですね。

そこが必要じゃないかなと。

今後も、だいたい節目の年を迎えたら、だんだん事業というのはそれこそ縮小されていって、それこそ風化していく恐れがある。

70年というのは一定の節目なってますから、これがやはりもっと発展するべき内容にならないといけないと思うんですよ、そういう意味では、基本的な方針を持つべきだと。

そこにはちょっと言及して答えが返ってきてないんですけども、私はそういうことでいろんな事業の拡大も進められていくのではないかなというふうに思いますんで、再度その辺の、基本的な方針を組み立てるというのが大事ではないかなと思うんですね。

お答えいただきたい。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今私たちは、先ほど副町長が申しあげましたけど、実際原爆を体験された方がだんだんだんだんお亡くなりになっていくという状況の中でですね、そこをきちんとやっぱり伝えていかなくちゃいけないということで、

以前ですね、DVDを作りまして、そしてその中で、被爆した方々をですね、撮っております。

そしてまた、被爆された方々の体験談集という出版物を作りまして、それを授業の中でもしていただいております。

そういう意味で、継承というキーワードの中にいろんな取り組みをしておりまして、たまたま今回河野議員がおっしゃっている70周年ということの中で特別にやるべきことは、こういったことは特別にやりますけれども、しかし以前も含めてずっとですね、厚みを帯びてこれについてはしっかりと私たちもわかってもらいたいというような取り組みをですね、していかなくちやいけないと思っておりますし、今後もそういう形でやっついこうというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

教育長がなんか答弁があるんですかね。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

はい。

今町長の話されたそれに関連ありますけども、教育だってですね、それを受けて、この教育振興計画の中にちゃんと明言してますし、平和学習の推進、充実もうたっております。

ただ、長崎市みたいに三原則という、そういう形では表記しておりませんが、でもですね、例えばですね、今年被爆70周年という節目の年を迎えるということで、先ほどから広島に生徒会中心に行ってみようかということもありますけども、その前に、明日はですね、腰塚隼人という自身脊髄損傷をおって奇跡的に復活された方がですね、命の大切さ、そしていじめ防止そして行く行くは人権感覚を養っていかなばいかなというそういう話をですね、していただくような家庭教育学級を、明日文化ホールで夜7時から実施します。

定員600名に対してもう700名ぐらい応募があつてるといふ。

これは保護者向けでございます。

そしてそういう話を通して、家庭で、親御さんがそういう話題をすることによって、それが行く行くは恒久平和へも繋げていくというそういう発展を願って今年はチャレンジしておりまして、決してですね、節目の年に何かこうやって打ち上げ花火みたいにしてそれが終わるといふ、そういう考えはございません。

これをもっともっと広げて、継続的にやっていくという節目の年にしたいということでございます。

明日7時から。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ですから私はそういうこう思いを、なんですかね、文書化して、基本方針として、やると非常に明確になっていくんじゃないかなというのを何度も言わしてもらってるんですけど。

そこまでするといふふうに出でこないんですね、ちょっとしつこく言ってるんですけども、ぜひ、検討していただきたいと思っております。

もうこれ以上言ってもあれかもしれません。

やっぱり、教育長も言われましたけど、町長も言われましたけども、私たちは今をですね、生きてる、先ほど冒頭の答弁で言われて、その使命として役割としてこの後世にそういうこの平和の尊さを残していかなければならないと。

単に我々は、本当にその、先輩方からバトンをもらって、そのバトンを後世に渡す役割をしなければならない、そこでは、やはり何を残していくのかと。

何を残すべきなのかというのを本当に使命として、行わなければならないわけですね、私たちもその使命をやっぱり明文化すると、宣言は宣言でありますけども、それを具体的にするもの、きちっと明文化するというのが大事かなと。

これはもう要望にしておきたいと思いますが、この間、やはり安保法制関連法案でも周辺国の危機をですね、非常にあおり立ててじゃあどうするかという部分が非常に議論になってたりします。

ただ、いろんな交流事業見てみますとね、若者の交流事業。

例えば周辺国の中国だとか、韓国の問題もありますけども、若い人たちが交流事業した感想なんかを見ると、やはりそのそこでやっぱりお互いが分かり合うことが大事だというふうになっていくわけですね。

今こういう法整備が必要だというふうに言ってるのは、本当にあと数年もすれば政治の場から退く人たちばかりで、じゃあその後世の若い人たちにですね、のために、を思ってやってるのかというと、私は決してそうじゃない。

若者たちは若者たちで交流すると、そうやって仲よくなったりだとか、やっぱりそういう環境が生まれてくるわけですから、決して紛争、戦争をしようというふうに思ってるわけじゃないわけです。

そこをやはりその今後の平和事業でもやっぱり取り組んでいくべきかなと。

広島に行かれること、非常に大事だと思います。

ただそこでやっぱり僕は周辺国の人たちとの若い人たちの交流もですね。

是非本当に仲良くすることで、そういう問題を解決できるようなね、環境つくっていくというのは大事かなと。

これは長与町だけじゃできないかもしれない。

そういう立場でですね、是非、取り組んでいただきたいと。

そこには、やっぱりそのいろんな平和に取り組む基本的な理念や方針というのはですね、私は持つべきだよなというふうに思いますんで、是非検討していただきたいというふうに思います。

特に、つけ加えて言いますが、そうした取り組みができるのも、私、被爆二世の吉田町長のときにこそできる分野じゃないかなというふうに思うんですよ。

ここがずっとこう被爆三世被爆四世となってくると、だんだん薄れていくかもしれません。

やっぱり薄れないうちにやるべきことをやっておくと。

後世に残すその基本的な方針をですね、やっぱりつくっておくというのが大事かな。

そういった意味ではこの吉田町長のお父さんが、この核兵器廃絶の宣言を作って、私もこのとき議会の採決に立ち会って非常に今改めて思うとね、すごい文書だなというふうに思いますんで、今度はやっぱりこれを引き継ぐ、ずっと受け継がれるような、そういう取り組みをですね、きちっと残すというのを是非取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間もあれなんで、次の質問にかえさせていただきます。

百合野団地の問題ですが、これについては町のところの拡張工事が終わってるということで、それでは長崎市との協議ちゅうのは今どのように、長崎市も、私もちょっとお伺いしたところによると、国道から入り口の地権者との協議をしますと。

長崎市でも市としても非常に優先的な場所だと考えてると、いうふうな、お話でした。

それから、私は積極的に働きかけてですね、あそこをお聞きしますともうトラブルの原因になるらしいです。車が並ぶと人も歩けないという状況になる。

大変住民の方も何とかならんもんだらうかっていう声も聞きますんで。

どうですかね。

今協議がどのようにされていらっしゃるのか、ちょっとその辺があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

お答えします。

特別な協議会とかそういうものは設置はしてありませんが、長崎市の道路建設課とお会いするたびにあそこは頑張っていたらいいんじゃないかという形のお願いを行っている程度で、特別な協議会は設けておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

現状そういうことですかね、町長。

是非、積極的にですね、働きかけていって。

地権者があることですから、簡単にはいかないかもしれませんが、協議会を作るどうかというのはまた別の問題ですが、私はやっぱりその長与町としても、重点課題の一つだというふうな形で取り組んでいただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

町長の答弁でもありましたように随時、要望を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

随時というのがね、どれくらいなのか。

よくわからないんですが、じゃ、具体的に尋ねますけど、市のそういう関係者と会う機会というのはどれくらいあるんですかね。

お答えできればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

道路関係の県の会議とかですね、そういうところでは、何度かお会いしております。

会議等ですね。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ですから、随時がね、その会議のたんびにだたとかっていうふうな形にならないようにですね。

是非、担当課、担当部部長だけじゃなくても、町長としてもね、そういう働きかけをしていく必要があるんじゃないかなと。

いうふうに思いますので、是非お願いしたいというふうに思います。

もう町長の答弁いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

はい、あのう、それは長与町としてもですね、あそこに一本ぬけますとですね、拡大拡張しますと随分楽になりますので、そのあたりは私としましてですね、所管と共々ですね、動いていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非よろしくお願いします。

あと、その池山自治会のところですね。

ここも実は、私達日本共産党の議員団でアンケート調査をしたときに、その住民の方から地図を書いてですね、ニュータウンの降りてきたガソリンスタンドから左に入って、ずっと町長の家の前近くを通って、で、まなび野のいわゆる駅の前、まなび野に上り口にぬけるんだと。

渋滞だとか信号がとまるもんだから、こっちの方の裏通りをずっと通って行くんだと。

子供たちも歩いてるし、車も住民の方の車も頻繁に通ると。

やっぱり接触事故なんか起きてるというふうに言われたんですよ。

今のところ、制限規制だとかというのもないということですが、やはりここも、住民の方々からとるとね、非常に心配する。

特に町長の地元のところでありましてですね。

私はやっぱりこの、そういう声があるということですね、是非しっかり受けとめて、何らかの対策をとる必要じゃないかなと思う。

先ほど、今のところ停止線だとかね、言われた通り対応してるということですが、関係機関との協議を進めていきたいということですが、これ何か対策ができませんか。

例えばゾーン30などというふうに出てますけども、そういう対策がとれるものなのかどうなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

ゾーン30につきましては26年度の9月議会で、一般質問の中でご回答しています。

今現在時津署との協議の中では、長与小学校の前の道路から駅前までのところを一応県との警察時津署との協議の中でゾーン30ということで話を進めていることございまして、その意見を聞くところに関しましては、今のところゾーン30ということで考えてはおりません。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっと最後の語尾がよくわからない。

いない、ということですか、ゾーン30としては考えていないということですかね。

じゃ他に対策がとれることがありますか、何か。

制限速度を設けると、ゾーン30じゃなくても30キロぐらいにですね、制限速度を設けるといいですし、地域の住民の方はあまりスピードを出せない環境を作ってほしいということで。

通るなどとは言えないと思うんですけども、そういう環境作ってほしいということなんで、関係機関と協議するというんですけど、そういうのが対策とれる条件がありますかね。

お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

車等についての規制、そういうことでございますけれども、この付近についてはですね、以前ちょっと調べてみますと、そういった中での車の通行、そういったものが多いということでの規制線一時停止線等の設置についての要望を受けております。

その中で、その自治会さんに対する回答といたしましては、警察の見解といたしまして現状としての見解を回答させていただいて。

結論としては、一時停止線の設置については現状では厳しいのではないかと。

いう回答いたしました経緯がございます。

ただあの、ここについてそして、もう一步、その何ていいますか、長与駅西口裏ですか。

ちょうど二中に登るあの道路にまで多分抜けるそのことをさしてらっしゃると思うんですけども、そこについての直線のちょうど中間地点には、規制線、一時停止線がですね、設置をされております。

そして、その前後についての交差点等については、一時私道線というものが設置をされております。

いずれにしても、まず自治会等の皆さん地域の皆さん方ですね、そういった御心配、そういった要望等、そういうものがございましたらうちとしては、時津警察署に要望を常々いたしております。

そういうことについても対応はさせていただきたいと思っております。

それともう一つ、1番の基本であります歩行者並びに運転者の交通ルールとマナーを守る、そういう観点での啓発もあわせて行わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

はい。

自治会の要望も含めてですけども、こういう声があるということはですね、事実なんで、是非そういう調査なり研究なりですね、していただきたいというふうに思います。

本当事故があつてからは、遅い対応になりますんでですね、そういうことがならないようにですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間もあれなんで、東高田の入り口の信号なんですけど、信号機設置の条件がいろいろあるということなんです。

ただ、2点目の150メートル以上離れてなければ信号機が設置できないというのは、いろんな場所見てそれはないと思うんですよ。

あくまでも一定の基準であつて、必要な部分には必要な信号が必要だと。

以前自治会でも、信号機の移設をお願いしたらどうかというふうな話も出たんですが、やっぱりもともとその信号機を使ってる人たちからは、やはり移設はしてほしくない。

じゃどうするかということで、改めて信号機を設置してもらうしかないというふうな形で要望が出てますん

ですね、もうこれは改めて自治会の皆さんから要望が出されるというふうに思いますんで、この部分もですね、早急に信号機はよくこの間も言われてましたけども、順位制があつてですね、あるということですが、こども非常に事故が起きて大変危険だと、出るにも出れないというふうな住民の声がありますんで、対応していただきたいというふうに思います。

それでは最後に新図書館建設について伺いたいと思います。

町長は、パブリックコメントの問題でいろいろあるけども、事業を進めていきたいというふうに、答弁でした。

で、パブリックコメントの状況、これが、パブリックコメントの中身が、全てかどうかちょっとよくわからないんですけどもインターネット上で見させていただいた中で、これでいくと57項目のコメントですね。

で、私がこのまま合意に至ってないというふうな部分で強調したのは、土地の問題ですね、土地の問題いわゆる場所の問題で声が上がっているのが、うち6項目ですね。

いわば、10%強はですね、この土地の問題、場所の問題でいろんな声が出てると。

回答もされてますけども、極端に言えばこれで質問された方がね、そうですね、納得できる回答じゃないと思うんです。

この間、長与町のこの図書館の建設問題では新聞紙上でもですね、いろいろ記事になっております。

その中でもやはり出てるのが、でてるというか前回、前々回、これは12月の定例議会でしたね。

請願が出されて、現地での再検討をしてはどうかというふうな請願が出されて、この請願は11対7でしたっけね、通らなかったということでしたけども、この中でも賛成した議員からもですね、説明不足ではないかと。

その後、議会には確かに説明がありましたけども、前回私が一般質問した折に町長に、住民説明会どうするんですかって聞いたら、しませんという答えでした。

尚且つ、パブリックコメントでまだこういう声があるわけですから、私は、きちっと。

請願を出した代表の方も、ここの新聞記事から言いますと、榎の鼻地区の建設に頭から反対とは言っていないと。

いろんな検討すべき点があるんじゃないかと。

財政も含めて、財源も含めて、町は説明してほしいと。

というふうにあるわけですから。

で、このパブリックコメントの意見もまだあるということですから。

私はやはりその住民に対してですね、説明。

で、私たちが図書館建設については建設そのものをだめだと言ってるわけではありません。

やはり、その地に作るならきちっとした住民の皆さんの合意が必要だと、です。

いや、合意しなくてもいいですよと、反対する人は反対したままで結構ですというふうな立場で進めてはいけないものだと思うんですよね。

やっぱりせっかくできる施設ならば、多くの皆さんに喜んでもらう施設にしないといけない。

そういう意味では、私は住民に説明会が必要だというふうに思いますけども、再度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい。

パブリックコメントはですね、約1カ月かけてやりまして、その中で名前を書いてコメントいただいた方が

18名、名前のなかった方が4名、計22件いただいてホームページで公表しております57項目の意見が挙がっております。

それを検討委員会、基本構想の検討委員会の委員さんに検討いただきまして、回答をホームページ上でもしております。

それから各館にも置いております。

その中でやっぱり土地とか建設場所ですね、そういったのがまだ納得いかないという意見が、先ほど議員さんが言われましたようにありました。

これに関しましてはもう今までこう言ってきておりますように、いろんな場で町長の方も説明をしてきております。

前回お答えしておりますけど、町の広報とかホームページ、あるいは各種会議のあいさつの中でやってきておるとしております。

それから今後はですね、図書館のことには限らないんですけど、町長が各地域へ出向いてやっておりますホットミーティング等を利用させていただきまして、その場でこういった問題につきましても、経過とかそういったのが説明できればと思っております。

。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今のは特別に説明会をしないと。

で、そういう機会があれば、話していくということですかね。

それでも構わないのかもしれませんが、ただねやはりこのパブリックコメント以外、やっぱり私のところにもいろんな声があります。

建設場所については、

私はこの2分したままね、建設を進めるというのは非常にによくないと思うんですよ。

その地域地域でいろんな場でやるというならば、やりますと言っていいんじゃないですか。

いろんな機会で話しますというならばそれこそ堂々とやって、理解求めるというのが必要ではないかなというふうに思うんですけども・。

時間がなくなりましたので、是非再度ですね、検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。